

令和7年12月12日

宇部市議会予算決算委員会  
前期全体会議録

宇部市議会



予 算 決 算 委 員 会 前 期 全 体 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年12月12日(金)  
午前10時14分から午前10時51分まで
- 2 場 所 議 場
- 3 事 件 (1) 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)  
(2) 議案第98号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算  
(第2回)  
(3) 議案第99号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)  
(4) 議案第100号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2回)  
(5) 議案第101号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予  
算(第1回)  
(6) 議案第102号 令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算  
(第1回)  
(7) 議案第103号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算  
(第1回)  
(8) 議案第104号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第2回)

4 出席委員(26名)

委員長	猶 克 実 君	副委員長	岩 村 誠 君
委員	青 谷 和 彦 君	委員	芥 川 貴久爾 君
委員	浅 田 徹 君	委員	五十嵐 仁 美 君
委員	射 場 博 義 君	委員	笠 井 泰 孝 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	木 原 大 介 君
委員	鴻 池 博 之 君	委員	志 賀 光 法 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	城 美 暁 君
委員	真 宅 宣 昭 君	委員	時 田 洋 輔 君
委員	新 村 秀 雄 君	委員	西 村 享 平 君
委員	林 豊 廣 君	委員	早 野 敦 君
委員	松 岡 伸 一 君	委員	三 好 保 雄 君

委員 山下 則 芳 君      委員 吉 松      剛 君

**5 欠席委員（1名）**

委員 荒 川 憲 幸 君

**6 その他の出席者（1名）**

議長 山 下 節 子 君

**7 説明のため出席した者**

総合政策部

部長 古 林      学 君      次      長      上 田 優 作 君

財政課長 入 江 慎 一 君

健康福祉部

部長 中 村 淳 一 君

産業経済部

部長 林      孝 之 君

土木建設部

部長 宗 野 行 展 君

水道局

水道事業管理者 秋 田 浩 二 君

**8 事務局職員出席者**

局長 谷      寛 子 君      次      長      岩 崎      勝 君

議事総務課長 重 村 一 郎 君      議事調査課副課長 橋 本 佳 子 君

議事調査係長 木 村 美 紀 君      書      記      高 木 徹 也 君

**9 傍聴者**

1名

---

——— 午前10時14分開議 ———

委員長（猶 克実 君）      ただいまから、予算決算委員会前期全体会を開きます。

なお、荒川委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、申込みはありません。

---

委員長（猶 克実 君）      初めに、前期全体会の審査日程（案）についてお諮りします。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、本委員会に付託されました補正予算議案第97号から第104号までの8件を一括議題とします。

各議案について、執行部から、順次概要説明を求めます。

まず、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）について、概要説明を求めます。

古林総合政策部長。座ったまま説明をお願いします。

執行部 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）の説明に入ります。お手元に配付しております参考資料に沿って、その内容を御説明いたします。

2ページをお開きください。今回の補正は、一般会計全体で歳入・歳出それぞれ28億2,496万8,000円を増額し、補正後の予算総額を818億9,432万1,000円とするものです。

最初に、款別の補正状況について主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、表の中段、地方交付税は、特別交付税を補正の財源として3億円増額しています。その4行下の国庫支出金、そのもう一つ下の県支出金については、先日11月18日の予算決算委員会で御説明させていただいた常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業の国庫補助の追加要望を行うため、令和8年度の事業費を前倒すほか、障害者福祉費などの増加に合わせ、それぞれ10億917万2,000円、1億2,808万2,000円増額するものです。県支出金の3行下を御覧ください。繰入金でございますが、財政調整基金繰入金の増額のほか、合併特例基金繰入金等の充当事業の実施見込みに合わせた補正により5億8,029万3,000円の増額をしています。

続いて、3ページの歳出について御説明いたします。上から2行目の総務費につきましては、職員給与費等経費など1億1,134万7,000円を増額するものです。その下の民生費は、自立支援給付経費や障害児すくすく療育推進経費の増のほか、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費の増により15億6,701万9,000円を増額しています。その4行下の土木費につきましては、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費のほか市役所周辺地区整備事業費、まちなかウォークブル推進事業費などの増により8億608万円を増額するものです。

次に、部ごとに事業または節・細節単位で主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳出のほう、13ページへ進んでください。一番上の欄の観光スポーツ文化部のときわ公園整備課と書いてあるところですが、上から二段目、令和7年公園施設災害復旧事業費は、8月の豪雨災害による被災箇所の復旧に伴い2,326万2,000円計上しています。

15ページに進んでいただいて、健康福祉部になりますが、上から四段目、五段目の自立支援

給付経費、障害児すくすく療養推進経費は、サービス利用件数の増等に伴い、それぞれ3億8,897万8,000円、1億3,999万7,000円増額するものです。

次に16ページの一番下の段、救急医療対策経費は、指定寄附金の採納見込みに合わせ、新たに救急医療体制維持・強化事業補助金を創設し、4,500万円増額しています。

17ページに進んでいただいて、こども未来部ですが、下から2段目と3段目、令和6年度の補助金精算に伴い、国庫返還金、県費返還金をそれぞれ3,320万6,000円、3,186万5,000円計上しています。

18ページに進んでいただいて、こども未来部の続きですが、下から2段目ですが、先程御説明いたしました常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業の国庫補助追加要望を行うための令和8年度の事業費を前倒し及びインフレスライドに対応するもので、子育て支援拠点分として7億9,183万9,000円増額しています。また、次の段、子ども医療扶助経費は、所要見込額に合わせ6,694万3,000円増額しています。

20ページにお進みください。産業経済部です。下から2段目と一番下の段、8月の豪雨災害による被災箇所への復旧に伴い、令和7年農地災害復旧事業費と令和7年農業施設災害復旧事業費をそれぞれ900万円、1,620万円増額しています。

21ページに進んでいただきまして、都市政策部です。一番上の段、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費のうち、くつろぎ交流機能分となります。先ほどの説明と同様に、4億2,366万1,000円増額しています。次の段以降3段ですが、市役所周辺地区整備事業費、まちなかうオーカブル推進事業費及び公園施設等整備事業費についても、令和7年度の補助内示減を受け、国庫補助の追加要望を行うため、令和8年度の事業費を前倒しするもので、それぞれ1億7,000万円、8,592万7,000円、3,000万円増額しています。

22ページへお進みください。土木建設部です。一番下の段、8月の豪雨災害による被災箇所への復旧のため、令和7年河川施設災害復旧事業費を4,600万円増額するものです。

23ページへ進んでいただいて、教育委員会です。一番上の段と次の段の小学校運営経費及び中学校運営経費については、光熱水費をそれぞれ2,453万8,000円、2,046万2,000円増額しています。

歳入に移りたいと思います。4ページにお戻りください。歳入の多くは、今御説明した歳出に連動するものがほとんどです。その他のものとしたしましては、まず、総合政策部ですが、一番上の段、地方交付税の特別交付税は、今回の補正の財源として3億円増額しています。1段とばして3段目ですが、財政調整基金繰入金を4億3,000万円増額するものです。なお、これにより、令和7年度末の財政調整基金残高見込みは、約38億9,900万円となります。今年の12月補正後は40億円を少し超える状態でしたから、若干目減りしていますが、最終的には財源の確保等が進んで、40億円以上の確保になるのではないかなと今のところ見込んでおります。

続きまして、24ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございますが、トータルヘルスケア業務など10件を追加しています。

次に25ページですが、第3表、地方債補正でございます。現年災害復旧事業1事業の追加、本庁舎建設事業など6事業を変更するものです。

最後に、このたびの補正では、職員給与費の補正も実施しています。これは、当初予算調製時からの職員数及び職員配置等の状況変化や人事院勧告に伴う期末勤勉手当の引上げなどを反映し、実績見込みに合わせて、科目ごとの増減を補正するものです。補正予算書の115ページから121ページにかけて給与費明細書を掲載していますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上で、令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）の概要説明を終わらせていただきます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第97号の概要説明は終わりました。

次に、議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の3件について、概要説明を求めます。

中村健康福祉部長。

**執行部** 議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。予算書の5ページを御覧ください。今回の補正は、歳入・歳出にそれぞれ872万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ188億9,882万7,000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたしますので、20ページにお進みください。総務費の一般管理費337万3,000円及び介護認定調査等費403万6,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等に伴い、職員手当等を補正するものです。

次に、22ページを御覧ください。諸支出金の他会計繰出金106万7,000円の増額については、一般会計の職員給与費等経費への繰出額に合わせ、一般会計繰出金を補正するものです。

次に、24ページを御覧ください。上の段、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業諸費については、予算額の補正はありませんが、財源更正を行うものです。続いて下の段、一般介護予防事業諸費90万6,000円及び26ページの包括的支援事業・任意事業諸費83万2,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等に伴い、職員手当等を補正するものです。

次に、28ページを御覧ください。予備費149万円については、収支調整として減額補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。12ページを御覧ください。国庫支出金の3種類の交付金計52万5,000円及び14ページの支払基金交付金24万4,000円、さらに16ページの県支出金の2種類の交付金計27万3,000円の増額については、歳出の地域支援事業

費の増額補正に連動して、それぞれの負担割合に応じた収入見込額を補正するものです。

次に、18ページを御覧ください。繰入金の一般会計繰入金3種類の繰入金計768万2,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等に伴い、行った歳出補正に合わせ、所要見込額を補正するものです。

なお、30ページ以降に給与費明細書を記載しておりますので、御確認ください。

以上で、令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)の概要説明を終わります。

議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)について、御説明いたします。

これは、歳入・歳出に、それぞれ715万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178億647万7,000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書50ページを御覧ください。総務費の一般管理費40万7,000円の増額及びその下、保険料収納率向上特別対策事業費4万5,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等に伴い、会計年度任用職員の報酬等を補正するものです。

続きまして、52ページを御覧ください。保険給付費の一般被保険者療養費670万円の増額については、山口県国民健康保険団体連合会からの通知にあわせ、53ページ右側の欄のとおり、療養費負担金を補正するものです。

続きまして、54ページを御覧ください。国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分については、予算額の補正はありませんが、財源更正を行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。

46ページを御覧ください。県支出金の保険給付費等交付金670万円の増額については、歳出、一般被保険者療養費の増額に連動する収入見込額を補正するものです。

続きまして、48ページを御覧ください。繰入金のうち一般会計繰入金1,446万3,000円の減額のうち、49ページ右側説明の欄の職員給与費等繰入金45万2,000円の増額については、歳出、一般管理費及び保険料収納率向上特別対策事業費の財源として、また、財政安定化支援事業繰入金1,399万8,000円の減額及び国保負担軽減対策繰入金91万7,000円の減額は、決算見込額に合わせ、それぞれ補正するものです。

続きまして、その下、支払準備基金繰入金1,491万5,000円の増額については、一般会計繰入金の減額に伴う財源補填のため、補正するものです。

なお、56ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で、令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)の概要説明を終わります。

議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、御説

明いたします。

これは、歳入・歳出に、それぞれ79万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,502万7,000円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書74ページを御覧ください。総務費の一般管理費79万7,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等に伴い、75ページ右側説明の欄のとおり、窓口業務員報酬、時間外勤務手当などを補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

72ページを御覧ください。繰入金の職員給与費等繰入金79万7,000円については、歳出の増額にあわせ、その財源として一般会計繰入金を増額補正するものです。

なお、76ページ以降の給与費明細書を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で、令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の概要説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第98号から第100号までの概要説明は終わりました。

次に、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）の2件について、概要説明を求めます。

林産業経済部長。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。

これは、歳入・歳出をそれぞれ127万1,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,027万1,000円とするものです。

まず、歳出について、令和7年度宇部市特別会計補正予算書の94ページ、95ページを御覧ください。一般管理費の給料及び職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金について、人事院勧告に伴う増額分を、それぞれ所要見込額に合わせ423万7,000円増額するものです。

続きまして、96ページを御覧ください。予備費についてですが、これは、特別会計の歳入歳出の予算総額を同額とするため296万6,000円減額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。92ページ、93ページを御覧ください。

一般会計繰入金についてですが、これは、12月補正後の歳出予算額に合わせて、総務省が示す基準に基づき算出した結果、127万1,000円増額するものです。

以上で、令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

それでは、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえ人件費を補正するとともに、関係する収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものです。

まず、令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）の予算書3ページを御覧ください。第2条の収益的収入及び支出についてですが、収入においては、一般会計補助金の増額、支出においては、給料等の増額を行った結果、農業集落排水事業収益及び農業集落排水事業費用をそれぞれ67万2,000円増額し、2億7,025万8,000円とするものです。

次に、第3条の特例的収入及び支出についてですが、令和7年3月に打切決算を行った農業集落排水事業特別会計から引き継いだ未収金、未払金について、決算額にあわせ、それぞれ6,428万2,000円、3,199万6,000円に改めるものです。

次に、第4条の一時借入金についてですが、支出の規模にあわせ、8,000万円増額し、限度額を1億円とするものです。

次に、4ページをご覧ください。第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてですが、職員給与費を67万1,000円増額し、2,963万6,000円とするものです。

次に、第6条の他会計からの補助金についてですが、一般会計から補助を受ける金額を67万2,000円増額し、2億6,777万2,000円とするものです。

以上で、令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第101号及び第102号の概要説明は終わりました。

次に、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）について、概要説明を求めます。

宗野土木建設部長。説明は、座ったままでどうぞ。

**執行部** 説明に先立ち、事前に提出いたしました議案の4ページの記載に一部誤りがあり、昨日訂正をさせていただきました。大変御迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。なお、それ以外のところは正しい数字となっております。改めて、お詫び申し上げます。

それでは、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告や人員配置による職員構成の変動等を踏まえ、人件費を補正するものです。

まず、令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）の予算書3ページを御覧ください。第3条の収益的収入及び支出についてですが、収入においては、一般会計からの繰入金の増額、

支出においては、給料の増額等を行った結果、下水道事業収益を865万9,000円増額し、67億6,007万7,000円、下水道事業費用を1,285万3,000円増額し、66億3,317万8,000円とするものです。

次に、4ページを御覧ください。第4条の資本的収入及び支出についてですが、収入においては、一般会計出資金の増額、支出においては、給料の減額等を行った結果、資本的収入を17万5,000円増額し、33億3,465万8,000円、資本的支出を972万7,000円減額し、57億8,272万円とするものです。

その結果、24億4,806万2,000円の財源不足となる見込みですが、これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,045万円、減債積立金2億円、過年度分損益勘定留保資金6,705万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金21億1,055万3,000円で補填することとしました。

次に、第5条につきましては、人事院勧告や人員配置による職員構成の変動等を踏まえ、職員給与費を329万6,000円増額し、5億3,342万円とするものです。

次に、第6条につきましては、一般会計から受ける補助金を883万4,000円増額し、23億6,346万1,000円とするものです。

これらの補正の結果、19ページの予算説明の中ほどに記載しているとおり、当年度純利益は5,644万9,000円となる見込みです。

以上で、令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第103号の概要説明は終わりました。

次に、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）について、概要説明を求めます。

秋田水道事業管理者。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえ人件費を補正するとともに、サーバ仮想化基盤更改に伴う債務負担行為を追加するものです。

まず、3ページの第2条では、予算第2条に定めた業務の予定量、（4）の主要な建設改良事業の一般建設改良事業を130万8,000円減額の13億9,755万1,000円とするものです。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、人事院勧告等を踏まえた人件費の見直しを行ったことから、営業費用を増額し、また、消費税の納税額等を変更したことから、営業外費用を増額するものです。これによりまして、第1款の水道事業費用を6,177万5,000円増額し、37億4,660万7,000円とするものです。

次に、第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、人事院勧告等を踏まえた人件費の見直しに伴い建設改良費を減額するものです。これによりまして、4ページの第1款資本的支出を130万8,000円減額し、20億461万円とするものです。

第5条では、令和7年度宇部市水道事業会計予算書当初予算にお示ししております、予算第10条を11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げて、第4条の次に、新たに第5条として債務負担行為を追加するものです。

続きまして、第6条では、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を6,039万3,000円増額し、11億9,773万7,000円とするものです。

以上の補正の結果、19ページの予算説明にお示ししていますように、収益的収支におきまして、1,425万5,000円の当年度純損失となる見込みです。

また、資本的収支におきましては、収入額が支出額に不足する額は、15億7,208万4,000円となる見込みですが、これについては、損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上が、令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）の内容であります。

よろしく御審査いただきますようお願い致します。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第104号の概要説明は終わりました。

これで、補正予算議案についての概要説明は終わりました。

この際、お諮りします。

ただいま議題となっております補正予算議案8件について、お手元の予算決算委員会分科会分担表（案）のとおり各分科会に送付し、審査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、参考として、お手元の予算決算委員会分科会担当事項一覧を補正予算参考資料とあわせて、御参照ください。

また、各分科会は、15日（月曜日）または16日（火曜日）の常任委員会終了後に引き続いて開催することとなりますので、念のため申し添えます。

以上で、本日の日程は終了しました。

次回は、19日（金曜日）午前10時から後期全体会を開きます。

後期全体会では、ただいま各分科会に送付した補正予算議案に対する質疑の概要について、分科会ごとに会長報告及び会長報告に対する質疑を行ったうえで、各補正予算議案等に対する討論、表決を行います。

---

**委員長（猶 克実 君）** 本日は、これで散会します。

—— 午前10時51分散会 ——

令和7年12月15日

宇部市議会予算決算委員会  
総務財政分科会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政分科会会議録

1 日 時 令和7年12月15日(月)

午後零時から午後1時21分まで

2 場 所 第1委員会室

3 事 件 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)

4 出席分科員(9名)

会 長	時 田 洋 輔 君	副 会 長	林 豊 廣 君
分 科 員	射 場 博 義 君	分 科 員	唐 津 正 一 君
分 科 員	木 原 大 介 君	分 科 員	鴻 池 博 之 君
分 科 員	猶 克 実 君	分 科 員	新 村 秀 雄 君
分 科 員	早 野 敦 君		

5 欠席分科員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)

① 選挙管理委員会

事 務 局 長	橋 本 勝 知 君	選 挙 課 長	浦 田 佳 宏 君
選 挙 課 副 課 長	森 嶋 崇 朗 君		

② 総合政策部

部 長	古 林 学 君	次 長	馬 場 葉 子 君
次 長	上 田 優 作 君	政 策 企 画 課 長	正 司 優 子 君
政 策 企 画 課 副 課 長	石 原 紀 子 君	移 住 定 住 推 進 課 長	久 保 恵 美 子 君
移 住 推 進 課 移 住 定 住 審 査 係 長	河 野 隆 司 君	財 政 課 長	入 江 慎 一 君
財 政 課 財 政 係 長	貞 永 武 士 君	北 部 地 域 振 興 課 長	荒 武 則 弘 君
北 部 地 域 振 興 課 副 課 長	福 井 崇 弘 君		

③ 総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君	防 災 危 機 監 理 監	弘 中 秀 治 君
総 務 課 長	諏 訪 智 子 君	総 務 課 副 課 長	正 司 邦 雄 君
職 員 課 長	吉 岡 徹 君	職 員 課 副 課 長	棟 久 直 行 君
財 産 管 理 課 長	羽 根 伸 宏 君	財 産 管 理 課 副 課 長	東 原 裕 美 君

8 事務局職員出席者

———— 午後零時開会 ————

**会 長（時田 洋輔 君）** ただいまから、予算決算委員会総務財政分科会を開きます。

これより、本分科会に送付された補正予算議案の審査を行います。分科会においては議案等に対する質疑のみ行い、討論及び採決は行わないこととなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち本分科会が担当する部分を議題とします。

一般会計補正予算については、担当部局ごとに説明を聴取し、質疑を行います。

では、初めに、選挙管理委員会の担当部分を議題とします。

選挙管理委員会の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、選挙管理委員会事務局の該当部分の歳入・歳出について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

**執行部** それでは、お手元の参考資料に沿って説明をさせていただきます。

参考資料の10ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、選挙管理委員会所管分の雑入6,000円の増額補正になります。

これは、参議院議員通常選挙事務従事者手当の支払いの進め方、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙において、投票所の前日準備に従事した職員のうち、3名の職員が土日の勤務時間中に当該業務を行い、通常の給与に加え、選挙事務従事者手当が支払われていることが判明しました。そのため、合計6,000円の選挙事務従事者手当を県に返還する必要があり、当該3名の職員から過誤払戻入金として6,000円を受け取り、県に返還する手続をとるものです。

次に、歳出について、参考資料の23ページを御覧ください。

目、選挙管理委員会費26万7,000円の増額補正について御説明をいたします。

選挙管理委員会の報酬につきましては、当初、毎月開催の委員会への出席や選挙関連会議等への出席で選挙管理委員会委員長が30回分、その他3名の委員が19回分予算を計上していました。11月末時点の出席状況は、選挙管理委員会委員長におきましては、毎月開催の委員会の出席のほか、選挙関連会議等への出席や参議院選議員挙関連の会議に合計27回出席しております。その他の委員3名につきましても、毎月開催の委員会の出席や参議院議員選挙関連で2名の方が12回、1名の方が11回出席をされています。今後12月以降の委員会や県知事選挙関連の業務において、選挙管理委員会委員長の報酬は15回分、その他2名の委員の報酬は1回分それぞれ不足となるこ

とから、選挙管理委員会委員報酬として26万7,000円を増額補正するものです。

次に、衆議院議員選挙費6,000円を増額補正について御説明いたします。これは先ほど歳入で御説明いたしましたが、3名の職員に支給しました選挙事務従事者手当、合計6,000円について県への変換が必要となり、衆議院議員選挙にかかる県費返還金として6,000円を増額補正するものです。

選挙管理委員会の補正予算の概要説明は、以上となります。御確認のほどよろしく申し上げます。

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、説明は終わりました。

選挙管理委員会の担当部分について、質疑はありませんか。木原分科員。

**分科員（木原 大介 君）** 令和7年度一般会計補正予算（第4回）の予算書の43ページを見ると、時間外勤務手当とか書いてあるのですが、あれは総務部に聞くものなのですか。

**会 長（時田 洋輔 君）** そうですね。人件費全体については総務部担当になっています。午後から総務部担当部分の説明がありますので、そこでまとめて聞いていただけると。

**分科員（木原 大介 君）** 分かりました。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。猶分科員。

**分科員（猶 克実 君）** 簡単に。選挙管理委員会委員長の出席、委員の出席回数等々、これは、過去にあまり聞いたことは……。今までもありましたか。あまりないのですけれども、今回なぜこの15回も増えたのでしょうか。

**執行部** 通常の委員会は、毎月で12回必ず開催をしております、そこは一緒になるのですが、このたび、選挙管理委員会の委員長につきましては、全国市区選挙管理委員会というのがあるので、その山口県代表の理事に就任をされております。その関係で、県内の会議への参加、及び東京等へ出張の回数が増えておりますので、その分回数が増えている状況でございます。

以上となります。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

一応確認ですけれども、先ほどの木原分科員の時間外勤務手当の件、そちらで詳しく答えられるようでしたらお願いしたいのですが。

**執行部** 一般財源ではない、特定財源ではないかなというお話でよろしければ、私のほうで……。

**会 長（時田 洋輔 君）** 木原分科員。もう一度すみません、お願いします。

**分科員（木原 大介 君）** 今回、補正で770万円の時間外勤務手当が出ているのですけれども、時間にすれば3,000時間ぐらいになってしまうので、何だこれはという金額だと思うのです。選挙管理委員会は人数が少ないのに、これはちょっと何でだろうと純粋に思ったので、その説明がほしかったのですけれども。

**会 長（時田 洋輔 君）** すみません。補正予算書の何ページですか。

**分科員（木原 大介 君）** 令和7年度一般会計補正予算（第4回）の43ページです。

会 長（時田 洋輔 君） 執行部。これは、そちらの担当になりますか。

執行部 時間外勤務手当の771万1,000円について、選挙管理委員会事務局の時間外勤務手当の対象者の選挙課の係長、係員に加え、期日前投票・不在者投票の全庁的な兼務をする職員への時間外勤務手当となっています。令和7年度は、選挙公報の配布や投票箱の送致など、関係機関のほうからこれまでのやり方の見直しを求められており、これまでとは異なる対応を行ったことから、その準備や作業、調整に通常以上の業務が発生してしまいました。その結果、当初予算の見込みを大きく上回る時間外勤務手当が発生している状況です。

令和8年2月に、山口県知事選挙が控えているのですけれども、告示日から投票日までの期間の参議院議員通常選挙の業務に関わる期間というのが、衆議院議員総選挙と同程度であることから、下半期の時間外勤務手当については、上半期の時間外勤務手当と同様に見込んでいる状況です。さらに、人事院勧告に伴う給与改定等により、遡及して支給する時間外勤務手当の増だとかも見込まれることから、これを総合して勘案し決算見込額を算出すると、今回の補正額771万1,000円になります。

分科員（木原 大介 君） もう1個。これは、こちらに入っているということは、執行経費で見てもらえないのですか。一般財源で払わなければいけないのですか。

執行部 国や県の選挙に関しては、分科員がおっしゃったように、国の補助金が出るのですが、それに充てがわれる経費というのは、あくまでも、前日の投票準備と当日の選挙事務が対象となっており、それ以外の期間の選挙事務の手当については、一般財源で執行されるようになっているのでこのような計算になります。

分科員（木原 大介 君） 選挙管理委員会は、確か休職者がいたと思うのですけれども、その負担は全部ほかの人に行くので、それで僕は時間外勤務手当が増えたのかなと思ったのです。実際、その辺はどうなのですか。

執行部 確かに休職者おりますが、その部分につきましては、人事当局に話をし、臨時職員を充てがったり、係員に負担がかからないように、局長、私、副課長で業務を分担しながら、何とか業務をこなしているようなところです。

会 長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（時田 洋輔 君） ないようですので、選挙管理委員会の担当部分については、これで終わりにいたします。

選挙管理委員会の皆さん、お疲れさまでした。

---

会 長（時田 洋輔 君） お昼を超えてしまいましたので、午後からにしたいと思います。

13時10分に再開といたします。

暫時休憩いたします。

————— 午後零時 14 分休憩 —————

————— 午後 1 時 08 分再開 —————

会 長（時田 洋輔 君） では、休憩前に引き続き、予算決算委員会総務財政分科会を再開いたします。

次に、総合政策部の担当部分を議題とします。

総合政策部の説明を求めます。

執行部 よろしくお願ひします。それでは参考資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、歳出からでございます。

参考資料の 11 ページを御覧ください。2 つ目の欄が総合政策部になります。

まず、北部振興費のアクトビレッジおの運営経費は、消防設備に係る修繕料を 24 万 6,000 円、照明器具取替えに係る調査測量設計委託料を 43 万 2,000 円増額しております。

次の公園整備事業費の防災公園整備事業費は、厚南エリア防災公園の整備に当たり、令和 8 年 3 月下旬に予定している供用開始に伴う安全対策等のため、手数料など 104 万 6,000 円を増額するものです。

次の 12 ページに進んでいただいて、元金及び利子ですが、借入利率の見直し等に伴い、地方債元金償還金は 593 万 4,000 円の減額。一方で、長期債利子を 1,756 万 5,000 円増額しております。

最後に、予備費は、収支調整のため補正するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

参考資料の 4 ページをお開きください。1 番上の欄が、総合政策部になります。

まず、地方交付税ですが、特別交付税を補正財源として 3 億円増額しております。

次の総務費寄附金、ふるさと応援寄附金は、収入見込額に合わせて、5,000 万円増額するものです。

続きまして繰入金ですが、財政調整基金繰入金を補正財源として 4 億 3,000 万円増額しております。

次のふるさと応援基金繰入金は、観光スポーツ文化部スポーツ振興課の、スポーツ施設環境整備事業費、これは俵田翁記念体育館の収納式観覧席の整備事業費ですが、その増額に伴い、470 万円繰り入れるものです。

その下の合併特例基金繰入金は、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費に、この合併特例基金繰入金を充てておりますが、その事業費増に連動し、増額しております。

なお参考資料 24 ページ、第 2 表債務負担行為補正では、上から 2 段目のアクトビレッジおの指

定管理料の追加を行っております。参考資料24ページ第2表です。

説明は、以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、説明は終わりました。

総合政策部の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（時田 洋輔 君）** ないようですので、総合政策部の担当部分についてはこれで終わります。

総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**会 長（時田 洋輔 君）** では次に、総務部の担当部分を議題とします。

総務部の説明を求めます。

**執行部** それでは、総務部の補正予算担当箇所につきまして、令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）参考資料に沿って御説明させていただきます。

総務部は、歳入の補正はございませんので、歳出の補正から御説明いたします。

参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。補正予算書は、36ページから39ページになります。参考資料11ページの上段の表が、総務部の補正内容となっております。

まず表の1番上の、一般管理費300万円の補正でございます。

これは、各種通知などを発送する全庁の郵便料について、令和7年度末までの所要見込額に合わせて補正するものでございます。

その次の段でございます。職員厚生費、職員トータルヘルスケア経費8,000円の補正につきましては、EAP（従業員支援プログラム）を実施しておりますEAP事業者でございますが、こちらは後ほど債務負担行為のほうで御説明いたしますが、今年度実施するプロポーザルの選定委員会の外部委員に係る謝礼の報償金8,000円を増額補正するというものでございます。

次に財産管理費、公共施設マネジメント推進経費63万2,000円を増額補正については、公共施設予約システムにおける市民交流棟でのオンライン決済の導入に伴い、増額補正を行うものでございます。

そして次に、法令文書管理費、法令管理経費100万円の増額補正につきましては、これは条例や規則等の改正による追録件数の増加に伴い、条例規程類集の追録印刷代を所要見込額に合わせて補正するものでございます。

以上が、歳出の説明になります。

続きまして、債務負担行為でございます。参考資料の24ページをお開きいただければと思います。補正予算書の108ページになります。

これは先ほど申しましたトータルヘルスケア業務になりますが、EAP事業者について、令和8

年度から令和10年度までの3か年間、業務に係るプロポーザルを実施するため、3年間の限度額を1,620万円として追加で補正させていただくものでございます。

以上、簡単でございますけれども総務部の説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、説明は終わりました。

総務部の担当部分について、質疑はありませんか。

なお、先ほど申しましたように、人事院勧告とかの人件費部分は、総務部の担当ですのでそちらの疑義があれば、この担当部分で御質疑してください。

それでは、質疑はありませんか。木原分科員。

**分科員（木原 大介 君）** 午前中に選挙管理委員会に質問したのですが、あちらで人件費が、700万円ぐらい残業代が増えているのですが、総務部全体では、平べったくすると上げなくていい格好で上がっていないのですよね。

**執行部** そのとおりでございます。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。射場分科員。

**分科員（射場 博義 君）** 職員厚生費の職員トータルヘルスケア経費8,000円でちょっと少額なのですが、これは単純に人が1人増えるという意味ですか。それとも回数が増えているのですか。

**執行部** 8,000円につきましては、新たに令和8年度から実施する従業員支援プログラムの事業者の選定に当たって、プロポーザル審査をしますので、評価をしていただく外部の選定委員の謝礼です。

**分科員（射場 博義 君）** これの人数は何人ですか。

**執行部** 2名になります。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（時田 洋輔 君）** ないようですので、総務部の担当部分については、これで終わります。

総務部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、本分科会が担当する部分の審査は終了しました。

これで、本分科会の審査は全て終了しました。

---

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、予算決算委員会総務財政分科会を散会します。

令和7年12月15日

総務財政分科会会長 時 田 洋 輔

令和7年12月15日

宇部市議会予算決算委員会  
文教民生分科会会議録

宇部市議会



1 日 時 令和7年12月15日(月)  
午後2時12分から午後3時5分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件

- (1) 議案第 97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)
- (2) 議案第 98号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- (3) 議案第 99号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)
- (4) 議案第100号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

4 出席委員(9名)

会 長	城 美 暁 君	副 会 長	青 谷 和 彦 君
分 科 員	浅 田 徹 君	分 科 員	五十嵐 仁 美 君
分 科 員	笠 井 泰 孝 君	分 科 員	重 枝 尚 治 君
分 科 員	西 村 享 平 君	分 科 員	松 岡 伸 一 君
分 科 員	三 好 保 雄 君		

5 欠席委員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)

① 市民環境部

部 長	床 本 晋 二 君	次 長	上 田 康次郎 君
次 長	民 谷 有 弘 君	環境政策課長	田 辺 義 和 君
環境政策課副課長	西 岡 茂 君		

② こども未来部

部 長	濱 田 修 二 君	次 長	上 村 圭 二 君
こども政策課長	西 中 和 豊 君	こども政策課副課長	小 川 直 子 君
こども政策課副課長	水 津 弘 幸 君	こども支援課長	盛 重 利 恵 君
こども支援課副課長	綿 谷 和 久 君	保育幼稚園課長	西 村 昌 隆 君
保育幼稚園課副課長	下 元 静 枝 君		

③ 教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君	部 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	中 村 大 吾 君	教育総務課長	大 石 宗 孝 君

教育総務課副課長	島谷和典君	教育総務課総務係長	上田和志君
学校教育課長	叶屋良太君	学校教育課副課長	長嶺茂雄君
教育支援課長	藤井伸君	教育支援課副課長	井上浩之君
学校給食課長	岡田伊都子君	学校給食課副課長	神田真一君
学びの森くすのき・地域文化交流課長	植野麗子君	学びの森くすのき・地域文化交流課副課長	石川健君

④ 観光スポーツ文化部

部長	青山佳代君	次長	白井幸雄君
スポーツ振興課長	明德義和君	スポーツ振興課副課長	宮村毅君
文化振興課長	中祖敏文君	文化振興課副課長	越智英和君

⑤ 健康福祉部

健康福祉部長	中村淳一君	次長	島田伸弘君
次長	内田明美君	地域福祉課長	東原隆君
地域福祉課副課長	川口修平君	障害福祉課長	西條元康君
障害福祉課副課長	大上志麻君	介護保険課長	穂積紀子君
介護保険課副課長	山本直樹君	健康増進課長	井上篤史君
健康増進課主幹	江本絹世君	健康増進課副課長	實安裕美君
地域医療対策室長	塚本加勺里君	地域医療対策室副室長	高橋智宏君
保険年金課長	田中晶子君	保険年金課副課長	幸明幸雄君

(2) 議案第 98号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

健康福祉部

部長	中村淳一君	次長	島田伸弘君
次長	内田明美君	介護保険課長	穂積紀子君
介護保険課副課長	山本直樹君		

(3) 議案第 99号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

(4) 議案第100号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

健康福祉部

部長	中村淳一君	次長	島田伸弘君
次長	内田明美君	保険年金課長	田中晶子君
保険年金課副課長	幸明幸雄君		

8 事務局職員出席者

書記 木村美紀君

**会 長（城美 暁 君）** ただいまから、予算決算委員会文教民生分科会を開きます。

これより、本分科会に送付されました補正予算議案の審査を行います。分科会においては、議案に対する質疑のみを行い、討論及び採決を行わないこととなっておりますのであらかじめ御了承をお願いいたします。

---

**会 長（城美 暁 君）** それでは、まず、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち本分科会が担当する部分を議題とします。

一般会計補正予算については、担当部局ごとに説明し質疑を行います。

では、初めに、市民環境部の担当部分を議題とします。

市民環境部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち市民環境部が所管します補正予算は、歳出のみでございまして、その概要について御説明申し上げます。

お手元の参考資料の13ページを御覧ください。

それでは、目、環境衛生対策費、動物愛護対策経費の100万円の増額につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等に対する補助金について、申請件数の増加に伴い、所要の見込額に合わせ、補正を行うものでございます。

御説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

市民環境部の担当部分について、質疑はありませんか。笠井分科員。

**分科員（笠井 泰孝 君）** この100万円という予算なのですが、これは現実的にこれで賄える金額なのですか。最近、猫を何十匹も飼っているところがあり、避妊手術をお願いしてもしないため、周りから苦情が出ているという話を聞くので、この100万円という金額で賄えるものなのか。今までの状態というかその辺を教えてください。

**執行部** この補正額100万円については、約150匹の猫の避妊・去勢手術を想定しております。現在のところ、自治会と個人のみの数値にはなりますが、令和7年9月末で、実際に328件の避妊・去勢手術を行っています。今年度の実績から、1月から3月までの3か月の見込みを出すと150匹程度になるということで、その予算額を計上していただいているものになります。

以上です。

**分科員（笠井 泰孝 君）** その150匹分というのが実情に合っているのか。つまり、多数の方が申し込まれているけれども、とりあえず150匹分しますよというのか。申込みが150匹もいっていないから、その150匹分にされたのか、もうちょっとお願いします。

**執行部** 現時点では、自治会、個人の方に対して、新たな避妊・去勢手術の補助金は今のところ予算がなくなりましたので、お断りしているような状態です。この100万円で150匹を想定しているのですけれども、おおよそ今年度自治会、個人の方が、求められている総量は賄えるのではないかという想定をして計上しております。

以上です。

**分科員（笠井 泰孝 君）** 分かりました。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。三好分科員。

**分科員（三好 保雄 君）** 山口県宇部総合庁舎に、猫とか犬とかを預かっていらっしゃる施設があるので、予算の中に、経費の中に入っているということですか。

**執行部** 山口県宇部総合庁舎の施設とは、恐らく山口県の宇部環境保健所のことだと思いますけれども、そちらのほうの予算は入っておりません。

以上です。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、市民環境部の担当部分については終わります。

**会 長（城美 暁 君）** 次に、こども未来部の担当部分を議題とします。

こども未来部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、こども未来部に係る部分について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

**執行部** こども政策課です。初めに、歳出から御説明いたします。

お手元の予算参考資料17ページを御覧ください。

まず、目、ひとり親福祉費1,605万1,000円増額のうち、国庫返還金については、令和6年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金の精算に伴って、71万8,000円を増額するものです。

次に、ひとり親家庭医療扶助経費については、415万2,000円の増額となります。これはひとり親家庭の医療費の増加に伴い、医療扶助費403万円と、それに伴う審査支払手数料12万2,000円を増額するものです。

次に、児童扶養手当扶助経費については、児童扶養手当の支給見込額の増加に伴って、856万2,000円を増額するものです。

また、母子家庭等自立支援経費については、261万9,000円の増額となります。これは高等職業訓練促進給付金の申請者の増加等に伴って、高等職業訓練促進給付金等事業費補助金2

49万3,000円と、令和6年度母子家庭等自立支援給付金の精算に伴い、国庫返還金12万6,000円を増額するものです。

次に、目、児童福祉総務費6,807万1,000円の増額ですが、国庫返還金につきましては、令和6年度児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金及び令和6年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、3,320万6,000円を増額するものです。県費返還金については、令和6年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、3,186万5,000円を増額するものです。

妊婦・子ども応援基金積立金ですが、指定寄附金の採納に伴って基金に積み立てるため、300万円を補正するものです。

続いて、予算参考資料18ページを御覧ください。

目、児童措置費ですが、制度改正により支給対象児童数の増加に伴い、児童手当扶助経費2,688万円を増額するものです。

次に、目、児童福祉施設費8億2,282万2,000円の増額ですが、まず公立保育園管理経費については、神原保育園の空調設備更新に伴って器具借上料21万4,000円を増額するものです。

私立保育園保育実施経費については、保育実施に係る公定価格単価の改定に伴って保育実施委託料2,165万4,000円を増額するものです。

地域型保育経費につきましては、保育実施に係る公定価格の改定やゼロ歳児の園児数の増加に伴って地域型保育給付金911万5,000円を増額するものです。

次に常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費7億9,183万9,000円の増額ですが、これは整備工事等にかかる事業費の年度間調整に伴って、交流拠点施設設計等委託料2,560万8,000円と、交流拠点施設整備工事7億6,623万1,000円を増額するものになります。

次に、目、乳幼児・子ども医療費6,694万3,000円の増額ですが、子ども医療扶助経費について、子ども医療費の増加に伴って、子ども医療扶助費6,610万2,000円と、それに伴う審査支払手数料84万1,000円を増額するものです。

続いて、予算参考資料19ページを御覧ください。

目、母子保健費1,022万9,000円の増額ですが、妊婦・あかちゃん応援経費について、自治体間情報連携に対応するためのシステム改修に伴い、電算開発委託料177万円を増額、また、令和6年度妊娠出産子育て支援交付金の精算に伴って、国庫返還金443万4,000円、県費返還金402万5,000円を増額するものになります。

歳出の説明は、以上になります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

お手元の予算参考資料6ページを御覧ください。

こども未来部の部分は6ページ中段からになります。

まず、国庫支出金については、7ページ上段までにわたっておりますが、4億285万1,000円の増額となります。これらは全て歳出の際に御説明いたしました増額補正分に連動したもので、国の負担金・補助金等のそれぞれのメニューにおける基準額や補助率によって収入見込額を算出し、増額しています。

次に、7ページの県支出金167万円の増額ですが、こちらについても歳出の増額補正分に連動したもので、国庫支出金と同様に負担金・補助金等のそれぞれのメニューにおける基準額や補助率によって収入見込額を算出し、増額しております。

次に、民生費寄附金ですが、子育て支援のために活用してほしいということでいただいた寄附金収入300万円を増額するものです。

次に、市債3億8,620万円の増額ですが、ときわスクエアの整備に伴う子育て支援拠点整備事業債の発行見込額に合わせて補正するものです。

歳入の説明は、以上になります。

続いて、予算参考資料24ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。

こども未来部は3段目と4段目になります。

まず、神原保育園空調設備リース契約ですが、これは予算参考資料18ページの歳出の補正で御説明いたしました神原保育園の空調設備の更新により、令和8年度から令和20年度までの間、保守管理を伴ったリース契約により、予算措置が必要となりますので、執行予定額の3,338万4,000円を債務負担行為に計上しているものです。

次の常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業（子育て支援拠点）分ですが、これは物価高騰による施設整備費の増額と、省エネ基準等の改定に伴って変圧器や空調機を基準に満たしたものに変更する必要が生じたため、施設整備契約の変更契約の手続きが必要となります。この変更契約の契約手続に先立ちまして、予算措置が必要となりますことから、執行予定額の2億8,151万1,000円を債務負担行為に計上しているものです。

最後に、予算参考資料25ページを御覧ください。

第3表地方債補正になります。

2、変更の表の2段目になります。

子育て支援拠点整備事業ですが、これは予算参考資料7ページの歳入の補正の市債の項目で説明したとおり、発行見込額に合わせて限度額を3億8,620万円増額し、9億4,960万円とするものです。

こども未来部の12月補正の説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明終わりました。

こども未来部の担当部分について、質問はありませんか。三好分科員。

分科員（三好 保雄 君） ありがとうございます。予算参考資料18ページのところですけれども、乳幼児・子ども医療費がかなり増えていると思うのですが、やはり医療機関にかかる子供がたくさん増えた、やはり感染症患者が多かったということになりますか。

執行部 それもございますし、あと医療費無料の対象を高校生まで広げたということで医療費が増加したと思います。

会 長（城美 暁 君） ほかにありますか。笠井分科員。

分科員（笠井 泰孝 君） 確認ですが、同じく18ページのところで、一番上の児童手当扶助経費で、支給対象児童数が増えているということですが、今この人口が減っている中で、子供の数が増えたというのはちょっと違和感があったのですけれども、どういうことでしょうか。

執行部 児童手当のほうも制度改正がございまして、高校3年生まで支給対象者が広がったということがございます。

会 長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、こども未来部の担当部分については終わります。

こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。

---

会 長（城美 暁 君） それでは、次に教育委員会の担当部分を議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

執行部 それでは、教育委員会所管の補正予算案について、御説明させていただきます。

資料は令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）参考資料で説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

資料9ページの下段を御覧ください。

教育費寄附金について、特別支援教育青い鳥基金への指定寄附があったことから、6万円を増額補正するものです。

歳入については、以上1件になります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の23ページ、教育委員会の欄になります。

目、学校管理費（小学校費）について、小学校運営経費を2,453万8,000円増額するものです。これは小学校24校における電気料、ガス料、水道料の使用実績見込みに合わせて補正するものです。

次に目、学校管理費（中学校費）について、中学校運営経費を2,046万2,000円増額するものです。これは中学校12校における電気料、ガス料、水道料の使用実績見込みに合わせ、増額補正するものです。

次に目、特別支援教育費について、6万円を増額するものです。これは先ほど歳入で説明いたしました、特別支援教育青い鳥基金への指定寄附があったことから、基金に積み立てるものです。

次に目、学校給食費について、1,026万4,000円増額するものです。これは学校給食における米飯価格の高騰に伴い、所要見込額に合わせ補正するものです。

最後に、目、学びの森くすのき費について28万円増額するものです。これは学びの森くすのきの電気使用見込みに合わせ、補正するものです。

歳出については、以上5件です。

説明については、以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

教育委員会の担当部分について、質疑はありませんか。三好分科員。

**分科員（三好 保雄 君）** 学校給食ですが、米の高騰に伴いということ、これは学校給食会から買っているということですが、1キログラム当たりどのくらい上がったか、教えてください。

**執行部** どのくらい上がったということで、精米の価格が1キログラム当たり540.4円が761円に上がる予定です。

以上でございます。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。青谷副分科会長。

**副会長（青谷 和彦 君）** 1点確認なのでありますが、予算説明書の89ページの時間外勤務手当が419万9,000円ほど減額になっているのですが、この理由を教えてください。

**執行部** 時間外勤務手当の減でございますけれども、こちらは職員課が一括して予算計上している数字、予算でございますが、実際の見込額よりも、時間外の数字が実績で減ったということで、時間外勤務手当の補正があったものでございます。

以上でございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** 減った理由というのは分かりますか。

**執行部** 先ほど御説明したとおり、職員人件費につきましては、職員課が一括して予算計上しております。その関係でこの内容につきましては、総務部のほうが詳しいかとは思いますが、教育委員会では、水曜日の時間外勤務につきましては極力、ノー残業デーを徹底するなど、業務の削減に力を入れております。そういったことの影響があって時間外が減ったのではないかと

というふうに考えます。

以上でございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** それでは、働き方改革で先生方の働く時間が……。職員課が管轄かもしれませんが、教育委員会としての受け止め方は、働き方改革が少し功を奏して、残業時間が減ったのでこの金額、時間にすれば結構な金額だろうと思うのですけれども、419万円を残業時間で割ると……。千何百時間になろうかと思うのですけれども、そういう……。

**執行部** 先ほどの予算説明書89ページの時間外勤務手当でございますけれども、先ほど言っていたいただいた学校の先生の方の働き方改革というところの時間外ではございません。こちらは、私ども教育委員会事務局で働く職員の時間外の計上でございますので、実際に先生方の時間外の数字はこちらから出るものではございません。

以上でございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** それでは、職員の方が頑張って効率的に努力をされた結果がこの減額という理解でいいですか。

**執行部** それも一つの要因であろうと思っております。

以上でございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** ほかに要因があるのでしょうか。すみません。何度も繰り返して。

**執行部** これは、今説明いたしました教育委員会事務局は教育総務課、教育施設課など約9課ありまして、職員もおりますので、少しずつの積み上げた結果になります。

ただ要因としては、包括管理等を導入しておりますので、そういった件で、教育施設課などは少し減っている状況です。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、教育委員会の担当部分については、これで終わります。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

---

**会 長（城美 暁 君）** それでは次に、観光スポーツ文化部の担当部分を議題とします。

観光スポーツ文化部からの説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、観光スポーツ文化部の所管分として、スポーツ振興課より、歳出、債務負担行為について、及び文化振興課からは債務負担行為について、説明いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

**執行部** それでは、スポーツ振興課の補正予算の歳出について、まず御説明をさせていただきます

ます。補正予算書の96ページ、予算参考資料の13ページ、2段目の体育施設管理費、補正額470万円です。

内容としては、体育施設設備充実のための指定寄附があり、ふるさと応援基金に積み立てておりましたが、基金の用途確定に伴い、補正予算として計上したものです。

用途といたしましては、事業用器具費として、宇部市俵田翁記念体育館に収納式観覧席を設置するものです。この収納式観覧席はバスケットボールの公式戦をはじめ、様々な競技の観戦環境を向上するものです。

次に、債務負担行為の補正についてです。

補正予算書の111ページ、予算参考資料の24ページをお開きください。

これは、議案第115号にて提出の宇部市体育施設（宇部地域）に係る指定管理者の指定に要する指定管理料です。

期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

**執行部** 続きまして、文化振興課の債務負担行為の補正予算について御説明いたします。

補正予算書110ページ、予算参考資料24ページの下から2段目を御覧ください。

これは、議案第116号及び議案第117号にて提出の宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館に係る指定管理者の指定に要する指定管理料です。

期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

以上で、観光スポーツ文化部の所管分の全ての説明を終わります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

観光スポーツ文化部の担当部分について、質疑はありませんか。重枝分科員。

**分科員（重枝 尚治 君）** 予算参考資料13ページの歳出の説明の俵田翁記念体育館の備品購入で、この収納式の観覧席というのは何ですか。別注ですか。規格品ですか。席数とか仕様について、もうちょっと詳しく。

**執行部** 今、購入しようとしているものは、3段のひな壇の上で、席が26席の2セットを計画しています。

**分科員（重枝 尚治 君）** 規格品ですか、それとも別注なのですか。

**執行部** 規格品になります。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、観光スポーツ文化部の担当部分については終わります。

**会 長（城美 暁 君）** それでは次に、健康福祉部の担当部分を議題とします。

健康福祉部から説明を求めます。

**執行部** 議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、健康福祉部の所管分について、前期全体会で古林総合政策部長から説明があった内容以外の主なものについて、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

**執行部** それではまず、地域福祉課の所管分について説明をいたします。

資料につきましては参考資料の14ページを御覧ください。

14ページでございます健康福祉部の欄で、目、社会福祉総務費の1段目、それから2段目を御覧ください。

まず、国庫返還金142万4,000円、県費返還金1万5,000円を増額補正するものです。これは令和6年度重層的支援体制整備交付金等及び令和6年度住居確保給付金等の精算に伴い、補正するものです。

続きまして、同じく3段目を御覧ください。社会事業基金積立金についてです。こちらは383万6,000円を増額補正するものです。これは寄附の採納に伴いまして、社会事業基金へ積み立てるために補正するものです。

続きまして、14ページの中ほどでございます高齢者生きがい推進費を御覧ください。こちらの福祉ふれあいセンター管理経費についてですが、これは149万6,000円を増額補正するものです。これは福祉ふれあいセンターにおける光熱水費の使用見込量増加に伴い、補正するものです。

以上で、地域福祉課の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、障害福祉課の所管分について説明いたします。

まず、歳出でございますが、参考資料の15ページになりますが、上の1段目2段目を御覧ください。

国庫返還金及び県費返還金について、それぞれ32万円、16万円を増額補正するものです。こちらにつきましては、令和6年度の地域生活支援促進事業の補助金精算に伴います、国及び県への返還金について、所要見込額に合わせ、補正をするものでございます。

続きまして、その下、上から3段目を御覧ください。

障害者援護経費につきましては、627万6,000円を増額補正するものです。これは福祉タクシー券の利用増及び補装具の支給件数増加に伴いまして、所要見込額に合わせ、206万4,000円、421万2,000円をそれぞれ補正するものでございます。

続きまして、同じページの一番下の段を御覧ください。

障害者福祉手当扶助経費につきましては、230万6,000円を増額補正するものです。こちらにつきましては、県による特別障害者手当等の単価改正及び令和6年度の特別障害者福祉手当

給付費負担金の補助金精算に伴う国への返還金につきまして、所要見込額に合わせ199万7,000円、30万9,000円をそれぞれ補正するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

ページが戻りますが、参考資料の5ページ、健康福祉部の欄の上から3段目、及び下から2段目を御覧ください。自立支援医療費負担金につきまして、784万5,000円が国費、それから26万7,000円が県費になりますが、これをそれぞれ増額補正するものでございます。

これは令和6年度の障害者医療費負担金の確定に伴い、国及び県からの収入見込み額に合わせ補正するものでございます。

続きまして、同じページの上から4段目と一番下の段を御覧ください。補装具費負担金について、210万6,000円が国費、105万3,000円が県費になりますが、それぞれ増額補正するものです。こちらは先ほど説明いたしました補装具の給付費増に伴いまして、国及び県からの収入見込額に合わせ、補正するものでございます。

続きまして、同じページの上から5段目を御覧ください。特別障害者福祉手当給付費負担金につきまして、149万8,000円を増額補正するものです。こちら先ほど説明いたしました、障害者福祉手当の給付費増に伴いまして、国からの収入見込額に合わせ、補正するものでございます。

続きまして、参考資料6ページの健康福祉部の続きの上から3段目を御覧ください。社会事業費寄附金につきまして、障害福祉課の所管分は、寄附者株式会社アモダ様の300万円を収入額に合わせ補正するものでございます。

以上で、障害福祉課の説明を終わります。

**執行部** それでは続きまして、介護保険課の所管分について説明いたします。

歳出について、参考資料14ページの下から2段目を御覧ください。

介護保険事業費の老人福祉対策経費について、170万円を増額補正するものです。これは社会福祉法人が実施する低所得者に対する介護サービスの利用者負担減免措置件数の増に伴い、補正するものです。

続きまして、その下14ページの最下段を御覧ください。

介護保険事業会計繰出金について、768万2,000円を増額補正するものです。これは令和7年度人事院勧告に伴う給料改定等による介護保険事務に従事する職員手当等の増額に合わせ、介護保険事業会計へ繰り出すものです。

次に、歳入について説明いたします。

参考資料6ページを御覧ください。

上から2段目の介護保険事業費補助金について、127万5,000円を増額補正するものです。これは先ほど御説明した歳出の老人福祉対策経費170万円の増額補正に伴い、県からの

補助金、補助率4分の3の見込額を補正するものです。

以上で、介護保険課の説明を終わります。

**執行部**　　続きまして、健康増進課の所管分について、歳出から御説明いたします。

参考資料16ページ、上から3段目を御覧ください。保健センター管理経費について84万5,000円を増額補正するものです。これは空調機器に係るガス代について、所要見込額に合わせ補正するものです。

続いて、4段目を御覧ください。国庫返還金について、1,303万円を増額補正するものです。これは令和6年度感染症予防事業費等補助金、令和5年度繰越分の新型コロナワクチン接種対策費負担金及び新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金の精算に伴い、所要見込額に合わせ補正するものです。

続いて、5段目を御覧ください。県費返還金について、34万8,000円を増額補正するものです。これは令和6年度予防接種事故対策補助金の精算に伴い、所要見込額に合わせて補正するものです。

続いて、6段目を御覧ください。国庫返還金について、40万8,000円を増額補正するものです。これは令和6年度感染症予防事業費等補助金の精算に伴い、所要見込額に合わせ補正するものです。

続いて、7段目を御覧ください。県費返還金について、9,000円を増額補正するものです。これは令和6年度健康増進事業費補助金の精算に伴い、所要見込額に合わせ補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

参考資料6ページ、上から3段目を御覧ください。

社会事業費寄付金について、健康増進課の所管分ですが、寄附者明治安田生命保険相互会社様の83万5,387円を収入額に合わせ、補正するものです。

以上で、健康増進課の説明を終わります。

**執行部**　　それでは、保険年金課の所管分について歳出から説明いたします。

参考資料14ページの上から4段目を御覧ください。後期高齢者医療会計繰出金について、79万7,000円を増額補正するものです。これは、令和7年度人事院勧告に伴う給料表の改定等に伴い、後期高齢者医療事務に従事する正規職員の職員手当等に不足が見込まれることから、不足見込額の財源として、後期高齢者医療会計へ繰り出すものです。

参考資料16ページの1段目を御覧ください。国民年金総務経費について、42万7,000円を増額補正するものです。これは令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されることに伴い、国民年金保険料の免除基準の算定方法見直し等に対応するため、国民年金事務システムの改修が必要なことから、所要見込額に合わせ、補正するものです。

2段目を御覧ください。国民健康保険事業会計繰出金1,446万3,000円を減額補正す

るものです。このうち、職員給与費等繰出分45万2,000円の増額については、令和7年度人事院勧告に伴う給料表の改定等に伴い、国民健康保険事務に従事する会計年度任用職員の報酬等に不足が見込まれることから、不足見込額の財源として、国民健康保険事業会計へ繰り出すものです。また、財政安定化支援事業繰出分1,399万8,000円の減額及び国保負担軽減対策繰出分91万7,000円の減額については、決算見込額に合わせ、それぞれ減額補正するものです。

次に、歳入について説明いたします。

参考資料5ページ、健康福祉部の欄の上から6段目を御覧ください。

基礎年金事務費委託金について、42万7,000円の増額補正するものです。これは先ほど御説明しました、国民年金事務システムの改修に伴う国庫支出金について、収入見込額に合わせ、補正するものです。

続いて、参考資料6ページの1段目を御覧ください。

国民健康保険負担軽減対策費負担金について、45万9,000円を減額補正するものです。これは福祉医療の実施に伴い、国庫負担減額調整措置により減額された国庫負担の額の2分の1を山口県が補填するものですが、令和6年度実績額に合わせ、減額補正するものです。

以上で、健康福祉部の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

健康福祉部の担当部分について、質疑はありませんか。三好分科員。

**分科員（三好 保雄 君）** ありがとうございます。参考資料16ページの予防費ですが、補正ということで、ワクチン接種費が補正されたということは接種数が減ったということになるのですか。

**執行部** こちらは国庫返還金と県費返還金になります。これは、令和6年度の接種見込みを、令和6年度当初見込んだ額で補助を受けておりましたけれども、当初の見込数より接種者が減ったということにより返還をするということでの補正になります。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。笠井分科員。

**分科員（笠井 泰孝 君）** 参考資料15ページなのですが、福祉タクシーは多分市内あちこちでたくさんの方が関わっていらっしゃると思いますけれども、タクシーを申し込んでもなかなか来てくれないというのを私は聞いています。要するに、必要なところとそうではないところ等で余っているタクシーとかがあるのかなと思って、その辺の融通というのが今できているのかどうか確認したいのですが。

**執行部** 今の御質問なのですが、市内のタクシーの状況は市が把握できてはおりません。この制度につきましては、この福祉タクシー券を使えるタクシーということで市に登録申請をしたタ

クシーを利用する方に補助するというものではございます。

ただ、実態については、申し訳ございません。把握できておりません。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、健康福祉部の所管分については、これで終わります。

以上で、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち本分科会が担当する部分の審査は終わりました。

---

**会 長（城美 暁 君）** 次に、議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてですけれども、すでに予算決算委員会前期全体会でも御説明を申し上げましたが、人事院勧告に伴う給料改定等に合わせ、872万4,000円の増額補正をするものです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、以上で、議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の審査は終了しました。

---

**会 長（城美 暁 君）** それでは次に、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）についてですけれども、こちらについてもすでに予算決算委員会前期全体会で御説明したとおりでございますが、人事院勧告に伴う給料改定、それから山口県国民健康保険団体連合会からの通知に伴う療養費負担金に合わせ、715万2,000円を増額補正したものです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）の審査は終了いたしました。

---

会 長（城美 暁 君） 次に、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてですが、これにつきましても、予算決算委員会前期全体会で御説明のとおり、人事院勧告に伴う給料改定等に合わせ、79万7,000円を増額補正するものです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の審査は終了しました。

これで、本分科会の審査は全て終了しました。

---

会 長（城美 暁 君） 以上で、予算決算委員会文教民生分科会を散会します。

——午後3時5分散会——

---

令和7年12月15日

文教民生分科会会長 城 美 暁

令和7年12月15日

宇部市議会予算決算委員会  
産業建設分科会会議録

宇部市議会



宇 部 市 議 会 産 業 建 設 分 科 会 会 議 録

**1 日 時** 令和7年12月15日(月)  
午前11時3分から午後零時32分まで

**2 場 所** 第2委員会室

**3 事 件**

- (1) 議案第101号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)
- (2) 議案第102号 令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算(第1回)
- (3) 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)
- (4) 議案第103号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算(第1回)
- (5) 議案第104号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第2回)

**4 出席分科員(8名)**

会 長	志 賀 光 法 君	副 会 長	甲 谷 理 温 君
分 科 員	芥 川 貴 久 爾 君	分 科 員	岩 村 誠 君
分 科 員	河 崎 運 君	分 科 員	真 宅 宣 昭 君
分 科 員	山 下 則 芳 君	分 科 員	吉 松 剛 君

**5 欠席分科員(1名)**

分 科 員 荒 川 憲 幸 君

**6 その他の出席者(0名)**

**7 説明のため出席した者**

- (1) 議案第101号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)

産業経済部

部 長	林 孝 之 君	次 長	村 岡 和 弘 君
次 長	久 村 和 行 君	卸売市場長	石 原 貴 裕 君
卸売副市場長	近 藤 孝 男 君		

- (2) 議案第102号 令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算(第1回)

産業経済部

部 長	林 孝 之 君	次 長	村 岡 和 弘 君
次 長	久 村 和 行 君	農林整備課長	元 井 繁 樹 君
農林整備課副課長	大 道 浩 史 君	農林整備課農業集落排水係長	田 代 克 己 君

- (3) 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)

①産業経済部

部	長	林	孝之君	次	長	村岡和弘君
次	長	久村和行君		産業政策課長		野村康雄君
産業政策課副課長		上田梨恵君				

②都市政策部

部	長	磯中克文君	次	長	渡辺一正君
中心市街地活性化推進課長		上田靖之君	中心市街地活性化推進課副課長		安部達也君
住宅政策課長		上原学君	住宅政策課副課長		渡邊哲文君
新庁舎建設課長		紅野覚君	新庁舎建設課副課長		山本郁江君
新庁舎建設課副主幹		盛重佳孝君	公園緑地課長		青山剛君
公園緑地課副課長		河村芳紀君	公園緑地課副課長		大島隆史君
都市計画課都市計画係長		三井宏之君			

③観光スポーツ文化部

部	長	青山佳代君	次	長	森本哲也君
次	長	白井幸雄君	観光交流課長		林美佐君
観光交流課副課長		河野祐治君	ときわ公園企画課長		山田将司君
ときわ公園企画課副課長		上原貴文君	ときわ公園企画課副課長		酒井恵一君
ときわ公園整備課長		金子豊君	ときわ公園整備課副課長		岡本隆志君
ときわ公園整備課維持管理係長		酒野晃一君			

④土木建設部

部	長	宗野行展君	次	長	國司哲也君
土木河川課長		河口力君	土木河川課副課長		藤永和弘君
道路整備課長		中村伸一君	道路整備課副課長		田中祐治君
道路整備課副課長		小林千晃君	下水道経営課長		若崎真和君
下水道経営課副課長		岡本浩之君	下水道経営課財政係長		山根純子君
下水道整備課長		藤田重治君	下水道整備課副課長		田丸聡君
下水道施設課長		姫田剛志君	下水道施設課副課長		友末健治君

(4) 議案第103号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算 (第1回)

土木建設部

部	長	宗野行展君	次	長	國司哲也君
下水道経営課長		若崎真和君	下水道経営課副課長		岡本浩之君
下水道経営課財政係長		山根純子君	下水道整備課長		藤田重治君
下水道整備課副課長		田丸聡君	下水道施設課長		姫田剛志君
下水道施設課副課長		友末健治君			

(5) 議案第104号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第2回)

局 長	秋 田 浩 二 君	副 局 長	中 村 浩 二 君
次 長	石 川 一 清 君	次 長	濱 原 資 彦 君
財 務 課 長	磯 部 覚 君	財 務 課 副 課 長	久 保 孝 君
財 務 課 財 政 係 長	松 井 宏 修 君		

**8 事務局職員出席者**

書 記 真 鍋 幸 恵 君

---

——— 午前11時3分開会 ———

**会 長 (志賀 光法 君)** ただいまから、予算決算委員会産業建設分科会を開きます。

これより、本分科会に送付されました補正予算案の審査を行います。分科会においては、議案に対する質疑のみを行い、討論及び採決は、行わないこととなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

---

**会 長 (志賀 光法 君)** それでは、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。

説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について御説明申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**執行部** 卸売市場の石原です。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書の94ページと95ページを御覧ください。

この補正は、人事院勧告に伴い増額となります。給与や職員手当等、共済費などにかかる歳出予算を補正するもので、それぞれの所要見込額に合わせて、423万7,000円の増額補正となります。

その財源の内訳としまして、特別会計内の一般財源となる部分が296万6,000円、一般会計からの繰入金127万1,000円となります。

続いて、特別会計補正予算書の96ページと97ページを御覧ください。

特別会計内で、歳入額と歳出額を同額とするための予備費につきまして、先ほどの特別会計内

の一般財源分として増額補正した296万6,000円を減額補正しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書の92ページと93ページを御覧ください。

先ほどの歳出で説明しました一般会計繰入金の127万1,000円を増額補正しております。

以上で、資料の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）の審査は終了いたしました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**執行部** 農林整備課の元井です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

まず、補正予算書の3ページを御覧ください。

第2条では、予算第3条で定めた収益的収入及び支出について、人件費や関係する収入及び支出額を、実施見込みに合わせて補正するものです。

収入につきましては、営業外収益の一般会計補助金の増額により、農業集落排水事業収益を67万2,000円増額し、2億7,025万8,000円とするものです。

一方、支出につきましては、営業費用の給与等の増額により、農業集落排水事業費用を67万2,000円増額し、2億7,025万8,000円とするものです。

続きまして、第3条では、予算第4条の2で定めた特例的収入及び支出について、令和7年3月に打切決算を行った農業集落排水事業特別会計から引き継いだ未収金及び未払金について、決算額に合わせ、それぞれ6,428万2,000円及び3,199万6,000円に改めるものです。

次に、第4条では、予算第5条で定めた一時借入金について、支出の規模に合わせ、8,000万円増額し、限度額を1億円とするものです。

次に、補正予算書の4ページを御覧ください。

第5条では、予算第7条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費を67万1,000円増額し、2,963万6,000円とするものです。

次に、第6条では、予算第8条に定めた他会計からの補助金について、一般会計から補助を受ける金額を67万2,000円増額し、2億6,777万2,000円とするものです。

なお、5ページ以降には財務諸表等をお示ししております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）の審査は終了いたしました。

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、本分科会が担当する部分を議題といたします。

一般会計補正予算については、担当部局ごとに説明を聴取し、質疑を行いたいと思います。

では、産業経済部の担当部分を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、産業経済部に係る部分について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**執行部** 農林整備課の元井です。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、農林整備課の所管分について、お手元の参考資料に沿って御説明いたします。

まず、歳出についてですが、補正予算参考資料の20ページを御覧ください。

産業経済部の1番上の段、農産物対策費の有害鳥獣捕獲対策経費についてですが、これは、捕獲鳥獣に対する費用を所要見込額に合わせ、有害鳥獣捕獲員報酬を16万円、有害鳥獣捕獲対策費補助金を484万円、合わせて500万円を増額するものです。

次に、2段目の農地費の農地整備推進経費についてですが、これは災害等による公用車の出勤回数の増に伴い、燃料費を所要見込額に合わせて、26万円を増額するものです。

次に、3段目の農業集落排水対策費の農業集落排水事業会計負担金についてですが、これは農業集落排水事業会計における職員給与費等の増に伴い、一般会計からの負担金67万2,000円を増額するものです。

次に、1番下の段、農林水産施設現年災害復旧費についてですが、これらは、令和7年8月の豪雨災害による被災箇所の復旧を行うため、所要見込額に合わせ、2,520万円を補正するものです。

内訳としまして、令和7年農地災害復旧事業費については、国の補助事業となる農地災害復旧工事を800万円、地元が事業主体の復旧工事への補助金として小額災害復旧事業費補助金を100万円、合計900万円を補正するものです。

また、その下の令和7年農業施設災害復旧事業費については、国の補助事業となる農業施設災害復旧工事を1,200万円、地元が事業主体の復旧工事への補助金として小額災害復旧事業費補助金を420万円、合計1,620万円を補正するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の8ページを御覧いただけますか。

産業経済部の1番上の分担金及び負担金ですが、これは先ほど歳出で御説明しました災害復旧工事の財源となる地元負担金です。上の段が、農地災害復旧工事に伴うもので200万円、下の段が農業施設災害復旧工事に伴うもので144万円、合計344万円を補正するものです。

次に、2段目の国庫支出金ですが、これも先ほど歳出で御説明しました、災害復旧工事の財源となる国庫支出金です。上の段が、農地災害復旧工事に伴うもので400万円、下の段が農業施設災害復旧工事に伴うもので780万円、合計1,180万円を補正するものです。

次に、3段目の市債についてですが、これも先ほど歳出で御説明いたしました災害復旧工事の財源となる市債で、発行見込額420万円を補正するものです。

以上で、農林整備課の説明を終わります。

**執行部** 卸売市場の石原です。よろしく申し上げます。

それでは、卸売市場の所管分について、お手元の補正予算参考資料に沿って御説明させていただきます。

補正予算参考資料の20ページを御覧ください。

資料の中ほどになりますが、目が商工総務費の補正額127万1,000円についてです。

これは、先ほども御説明しました中央卸売市場事業特別会計において、人事院勧告により給与や職員手当等、共済費などに係る歳出が増額補正となることに伴い、その増額分に対する一般会計からの繰出金を増額補正するものです。

以上で、卸売市場の説明は終わります。

**執行部** 産業政策課の野村です。よろしく申し上げます。

それでは、産業政策課所管分の補正予算について御説明をいたします。

補正予算参考資料の20ページを御覧ください。

産業経済部の表の下から3段目、目が中小企業対策費の中小企業金融対策経費の補正額1,898万8,000円について御説明をいたします。

これは、市事業資金融資制度を活用する事業者に対する保証料補給金を所要見込額に合わせ補正するものでございます。

以上で、産業政策課の説明を終わります。

**会長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

産業経済部担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会長（志賀 光法 君）** ないようですので、産業経済部担当分についてはこれで終わります。

産業経済部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

**会長（志賀 光法 君）** 次に、都市政策部の担当部分を議題といたします。

都市政策部の説明を求めます。

**執行部** それでは、今回の補正予算のうち、都市政策部が所管する予算の補正内容について、お手元の補正予算参考資料に沿って御説明をさせていただきます。

本日の説明は、都市政策部所管分まとめて御説明した後に、質疑応答に移らせていただくことでよろしいでしょうか。

それでは、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

**執行部** 中心市街地活性化推進課、上田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

中心市街地の補正内容についてですが、まず、歳出の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算参考資料の21ページをお開きください。

表の最上段の都市政策部の目、まちづくり推進事業費について、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費4億2,366万1,000円、そして、同じページの表の3段目でございますが、まちなかうオーカブル推進事業費8,592万7,000円を、それぞれ増額するものです。

これは、両事業とも事業費の年度間調整に伴いまして、当初は令和8年度に整備を予定していた事業について、令和7年9月に国から事業前倒しに伴う国費の追加執行可能額の調査があったことから、追加執行予定額に合わせて令和7年度へ前倒しするものです。

詳細につきましては、別で配布しております産業建設委員会分科会配布資料の2ページを御覧ください。

こちらは、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業の補正額の説明となります。

上段のグラフは補正前ですが、赤枠の部分が令和7年度の当初予算20億3,252万2,000円で、右側の8億149万円が令和8年度の計画予算を示しております。グラフに記載されている額は、都市政策部が担当するくつろぎ交流機能部分、そして、こども未来部が担当する子育て支援機能部分を合算したもので、右横にそれぞれの額を併記しております。

下段のグラフは、補正後の令和7年度予算という形になりまして、赤枠で表記している額32億4,802万2,000円を示しておりますが、これは令和8年度に整備を予定していた事業を、国費の追加執行見込額に合わせて、令和7年度へ前倒ししたものにえまして、1番右のオレンジの部分の物価高騰等による増額分4億6,918万5,000円を合計したものとなっております。

なお、物価高騰等による増額分につきましては、補正予算参考資料最後の第2表債務負担行為補正の説明時に改めて御説明させていただきますので、こちらでは次のことを説明させていただきます。

令和7年度当初予算との差額12億1,550万円が今回の施設全体の補正額となっております。このうち、4億2,366万1,000円が、さきに説明しました都市政策部が担当するくつろぎ交流機能部分に該当するものとなっております。

次に、産業建設委員会分科会配布資料の3ページを御覧ください。

こちらは、まちなかうオーカブル推進事業の補正額の説明となります。

同じく上段のグラフが補正前で、赤枠部分令和7年度の当初予算1億6,762万2,000円と、右側が令和8年度の計画上の予算8,592万7,000円を示しております。下段のグラフが、補正後の令和7年度予算全体の2億5,354万9,000円を示しております。この下段のグラフが、令和8年度に整備する予定だったものを、国費の追加執行見込額に合わせて、令和7年度に前倒しするものでありまして、令和7年度当初予算との差額8,592万7,000円が、このたびの補正額となっております。

次に補正予算参考資料にまた戻りまして、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の8ページをお開きください。

ページ後半の部分の、都市政策部の国庫支出金の3段目となります。

こちらの53都市構造再編集中支援事業費補助金につきまして、3億1,063万5,000円のうち、先ほど説明しました歳出の事業費に伴いまして、当課担当分としましては、その収入見込額に合わせました2億2,563万5,000円を補正するものです。

引き続き、補正予算参考資料の9ページをお開きください。

都市政策部の続きの部分で、市債の最下段部分、80都市再生整備事業債についてですが、同じく、3億2,340万円のうち、さきに説明しました歳出の事業費に伴い、その発行見込額に合わせて、2億4,690万円を補正するものです。

続きまして、補正予算参考資料の24ページをお開きください。

こちらは先ほど申しました、第2表債務負担行為補正の追加についての御説明をさせていただきます。

表の左側に都市政策部と書いております5段目の、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業ですが、令和8年度に1億8,767万4,000円を計上しております。

これは、急激な物価高騰や設置する設備の基準改定に伴いまして、施設整備契約の金額を増額変更する必要があります。その契約手続を行うに当たりまして、予算措置が必要ということで、執行予定額の債務負担行為を計上しているというものになります。

こちらの詳細につきましては、また産業建設委員会分科会配布資料になりますが、4ページをお開きください。

まず、常盤通りにぎわい交流拠点の施設整備契約の増額について御説明をいたします。

上のほうにあります1のインフレスライド（物価高騰）による増額につきまして、こちらは事業者が令和5年4月の提案をしてきている段階から、今までの2年と半年ちょっとたっていますが、2年と半年の間に物価高騰により増額となるものでありまして、4億4,278万5,000円となっております。2の基準等改定に伴う増額につきましては、施設整備契約以降に、その設備機器等の基準改定に伴い増額となるものでありまして、2,640万円となっております。

これらの2つを合計した4億6,918万5,000円が全体の増額金額となりまして、そのうち都市政策部が担当するくつろぎ交流機能の部分に当たるものが、1億8,767万4,000円となります。残りの2億8,151万1,000円は、こども未来部の担当分ということになります。ただいま御説明しました4億6,918万5,000円が、施設整備契約全体で増額する金額ということになります。

このため下段に記載しておりますように、施設整備契約の金額につきましては、現契約が33億3,982万円、こちらから38億900万5,000円への変更契約の手続が必要となります。今回、この契約手続に先立ちまして予算措置が必要となりますので、執行予定額4億6,918万5,000円を債務負担行為に計上しているという形でございます。このうちの都市政策部の担当分が、先に御説明しました1億8,767万4,000円となっております。

なお、ただいま説明しました施設整備契約の変更契約につきましては、産業建設委員会分科会配布資料の4ページにも書いておりますように、令和8年3月議会において議案を上程する予定としておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

中心市街地活性化推進課が所管する予算の補正内容は、以上となります。

**執行部** 新庁舎建設課長の紅野と申します。

それでは、新庁舎建設課の補正内容につきまして御説明させていただきます。よろしく願いします。

初めに歳出の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算参考資料の21ページをお開きください。

表の最上段、都市政策部の目、まちづくり推進事業費の2つ目、市役所周辺地区整備事業費を1億7,000万円増額しています。

これは、中心市街地活性化推進課の補正内容でも説明がございました、都市構造再編集中支援事業費補助の事業費の年度間調整に伴うもので、当初は、令和8年度に予定していた、真締川公園の右岸側の整備につきまして、国から事業前倒しに伴う国費の追加執行可能額の調査があったことを受けまして、その追加執行予定額を令和7年度へ前倒しするものです。内容としましては、真締川公園右岸の樹木撤去業務委託料800万円、整備工事1億6,200万円の増額となります。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の8ページをお開きください。

2段目が都市政策部となっています。新庁舎建設課としては、表の1番目、国庫支出金の1つ目の、88都市構造再編集中支援事業費補助金3,255万1,000円を減額。3つ目の、53都市構造再編集中支援事業費補助金3億1,063万5,000円のうち、8,500万円を増額しています。

次に、表の3番目、繰入金の庁舎建設基金繰入金5,805万1,000円を増額。

次に、9ページの表で市債の1つ目、本庁舎建設事業債2,550万円を減額。4つ目の都市再生整備事業債3億2,340万円のうち、7,650万円を増額しています。

これらは歳出で説明いたしました市役所周辺地区整備事業費の増額補正及び、令和7年度の国費が要望額に満たなかったことによる継続費、新庁舎2期棟建設事業の財源更正に伴い国庫支出金、繰入金及び市債をそれぞれ補正するものです。

新庁舎建設課の所管する予算の補正内容の説明は、以上となります。

**執行部** 公園緑地課の青山です。よろしくお願いいたします。

公園緑地課の所管する予算の補正内容について、歳出から御説明をさせていただきます。

補正予算参考資料の21ページをお開きください。

歳出の内容につきましては、表2番目の目、公園整備事業費の公園施設等整備事業費を3,000万円増額しています。

これは、老朽化した遊具の更新を行う事業費の年度間調整に伴い、当初は、令和8年度に整備を予定していた事業について、令和7年9月に国から事業前倒しに伴う国費の追加執行可能額の調査があったことから、その追加執行予定額に合わせ、令和7年度へ前倒しをするものです。

次に、戻りまして、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の8ページをお開きください。

2段目が都市政策部となっています。表の1番目、国庫支出金の2つ目、30社会資本整備総合交付金を1,500万円増額しています。

次に、補正予算参考資料の9ページをお開きください。

市債の2つ目、公園整備事業債を1,350万円増額しています。

これらは先ほど歳出で御説明いたしました、公園施設等整備事業費の補正に伴い、所要見込額として、国庫支出金及び市債をそれぞれ補正するものです。

続きまして、補正予算参考資料の24ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、1、追加について御説明いたします。

表の6段目、宇部市都市公園指定管理料ですが、これは、産業建設委員会で御説明いたしました中央公園の指定管理に係る指定管理料となります。期間は令和8年度から令和12年度までの5年間で、限度額として2,067万5,000円を補正するものです。

公園緑地課の所管する予算の補正内容は、以上となります。

よろしく願いいたします。

**執行部** 住宅政策課の上原です。よろしく願いします。

住宅政策課の補正内容について、御説明をさせていただきます。

初めに、歳出について御説明いたします。

お手元の補正予算参考資料の21ページを御覧ください。

都市政策部の1番下、表の目、住宅管理費の住宅管理経費を1,840万円増額をしています。

これは現在進めております西岐波団地内の市道整備事業の進捗を図るため、市道の整備に伴う建物の解体工事を行う必要があることから、これに伴い補正をするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の8ページを御覧ください。

2段目が都市政策部となっております。表の款又は目、財産収入のその他不動産売払収入を958万9,000円増額しています。これは、歳出において計上しました西岐波団地内の市道整備に伴う建物解体費用の補償金を補正するものです。

続いて、補正予算参考資料の9ページを御覧ください。

1段目が都市政策部の続きとなっておりますが、表の款又は目、市債の市営住宅建設事業債を880万円増額しています。これは、西岐波団地内の市道整備に伴う建物解体工事の財源となる追加発行市債の見込額に合わせ補正をするものです。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

補正予算参考資料の24ページを御覧ください。

表の下から3番目、宇部市営住宅等指定管理料になります。期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間で、限度額として10億4,105万4,000円に指定管理料スライド制度

による増額分を加算した額を追加するものです。

住宅政策課の所管する予算の補正内容は、以上となります。

よろしく申し上げます。

**執行部** 都市政策部が所管する予算の補正内容の説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

都市政策部の担当部分について、質疑はありませんか。岩村分科員。

**分科員（岩村 誠 君）** 補正予算参考資料の8ページの予算書のページ24から25というところの財産収入で、その他不動産売却収入は、具体的にどのようなものか教えていただければと思います。

**執行部** こちらは、売却による収入ではございません。

西岐波団地の市道整備に伴い建物の解体の補償として受け取る収入になります。西岐波団地につきましては解体を年次的に進めているところですが、解体とあわせて、周辺地域の利便性やアクセス性向上のため、団地内の市道整備を年次的に進めています。

市道整備に当たりまして、西岐波団地の建物の除却が必要となりますことから、解体に伴う費用の補償が道路事業者から行われます。今回、この補償費の割当てが増額されることとなったため、補正をするものです。

以上です。

**分科員（岩村 誠 君）** なかなか慣れてなくて不勉強で、道路事業者とは、もっと分かりやすく教えてください。

**執行部** このたび市道の整備となりますので、市の道路整備課から補償をされます。

以上です。

**分科員（岩村 誠 君）** パズルみたいなことを言って申し訳ないのですが、そうすると、この収入の補正に対する支出がどこか出ているということでしょうか。よく分かりやすく教えていただきたいと思うのですけれども。

**執行部** 支出といいますのが……。

**会 長（志賀 光法 君）** 多分、建物補償なので、老朽化した西岐波団地ではなくて、今現状使える団地であって、新たにまた建て替えとかという、そういう意味ではないですか。

ほかにできるとか、そういう補償ということで、どういう意味か明確にしてあげてください。

**分科員（岩村 誠 君）** 先ほど言った補償の金額が、今、道路整備課から、ここに収入として入っている。道路整備課とは、宇部市の道路整備課ですか。

**執行部** そのとおりでございます。

**分科員（岩村 誠 君）** それであれば、ここに収入として入れているということは、今回

道路整備課から予算書に支出が出ているということですか。何かパズルみたいなことを言って大変申し訳ないのですけれども。教えていただければと思います。

**執行部** 道路整備課としては今年度当初予算をとっております部分のうちから、こちらのほうに補償金を振り替えたといいますか……。

**執行部** なかなか話が分かりにくいのですけれども、西岐波団地の中に、道路の線形が悪かったり幅員が狭かったりするので、まず市道を整備する計画があります。道路を整備するときには、そこに支障のある建物があった場合には、建物をのけてもらう補償金が出ます。その補償金を今回充てようとしているのですけれども、道路事業は国の補助金が充てられるのですけれども、全体として国の補助金を取って予算を組んでいまして、その中でいろいろ入札減があったり、いろいろな事情があって調整をしながらやっている中で、この西岐波団地の市道の事業に割当てられるものができたので、事業の進捗を図るために解体を進めていこうと。

ですから、道路事業の中から補償金が入ってきますけれども、支出でいうと、補正予算参考資料21ページの住宅管理費という中の1,840万円の解体工事の中の財源に充てていくことになります。ですから、事業間で補償をしているというような形になります。

だから、宇部市から宇部市へと何かちょっと変な感じがしますけれども、事業ごとに縦割りになっているというようなイメージを持っていただくと分かりやすいのかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

**分科員（岩村 誠 君）** 要は、こういう……ちょっと今回勉強不足だったら大変申し訳ないのですけれども、予算書に出ていたほうが分かりやすいのですが、中でやりくりするのであれば予算書に記載する必要があるかどうかという話です。予算書に出れば、国の予算の中からこれだけのお金がここに入ってきたということになると思うのですけれども、もう部内というか中にあるお金であれば、改めて使い道が変わったという補正のような示し方なのですかね。

そういうものだなと、一応分かりました。ただ、今パズルのようなことを話させてもらったので、内容としては分かりましたので、またお時間があるときに。僕も勉強しておきたいと思いません。

ありがとうございました。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）** 補正予算で道路整備課から支出が出ているということですよ。

**会 長（志賀 光法 君）** 補正ではないですよ。

**執行部** 補正ではないのですけれども、出る予算を持っているということです。全体枠の中で動いています。

**分科員（山下 則芳 君）** はい、分かりました。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。河崎分科員。

分科員（河崎 運 君） にぎわい交流拠点の費用に関してお伺いしたいと思います。

産業建設委員会分科会配布資料の2ページに補正後の金額ということで、12億円ほど補正して、トータルで32億4,800万円ということになっております。教えてほしいのは、今回の施設、隣のところが炭鉱跡で、かなり時間がかかっていると聞いていたのですけれども、国の予算がついたということで前倒しということなのでしょうけれども、工期的に遅れないかということが1つ目。

もう1つは、令和7年度はここに載っていますが、令和5年度、令和6年度の事業費。

そして、産業建設委員会分科会配布資料の4ページ、最後の債務負担行為のところ令和8年度以降の金額が、38億円と47億円とあります。事業計画はどうだったかちょっと全体像が見えないのですけれども、トータルで令和8年度で終わりなのか、令和9年度まであるのであれば、それらのトータルの事業費を教えてほしいのですが。

**執行部** まず、工期の遅れというところでございますが、国からの今回補正予算としてあげていますが、国の追加の執行可能額を今要望している状況でございます、その全額がつく前提で今回の補正をさせていただいているものとしてお話をさせていただきます。

要望額の全額つく中で工事を行っていく、もしくは、もし要望額がつかなかった場合は、令和8年度予算を当然取りにいかないといけませんので、予算を取った上で、もう令和8年度には建物は完成させるという形で考えておりますので、まず工期の遅れは今の段階ではないという形でございます。

そして、2つ目の、令和5年度、令和6年度の事業費なのですけれども、今、全体でいきまして、5億6,000万円ぐらいが令和5年度、令和6年度で執行しているというような形でございます。

**会 長（志賀 光法 君）** 総予算のトータルはどうですか。

**執行部** 今の契約上は、こちら書いてございます33億3,982万円が、現段階では契約をしているトータル金額という形で、ここは変わりはないです。これを、次の段階として、38億900万5,000円に変更契約をしていきたいという形でございます。

そして債務負担行為のところでございますが、こども未来部の2億8,151万1,000円と、都市政策部の1億8,767万4,000円、こちらの2つを足した4億6,918万5,000円を債務負担行為としてあげさせていただき、令和8年度で記載はさせていただいております。令和7年度について、今回補正もさせていただくのですが、こちらが全てがつかない可能性もございますので、債務負担行為を取っておいて、変更契約の予算を確保していくというように考え、このような段取りをさせていただいたという形でございます。

以上でございます。

分科員（河崎 運 君） 今のこども未来部も含めたところで、総額幾らになるということ

になりましたかね。

**執行部** 全て、今回の補正増額分も含めまして、38億900万5,000円が建設等に係る部分になります。

**分科員（河崎 運 君）** この、債務負担行為も入れるともっと大きくなりませんか。30何億円ではないです、ここ今……ここの46億9,000円というのが債務負担に……。

**会 長（志賀 光法 君）** 4億6,900……。

**分科員（河崎 運 君）** 4億でした。すみません。全部で、もう一遍お願いします。

**執行部** もう一度現契約のところからお話をさせていただきますと、現契約33億3,982万円に債務負担行為で追加します、要は増額になる部分4億6,918万5,000円を足しまして、38億900万5,000円です。これが総額となるという形でございます。

**分科員（河崎 運 君）** ちょっとこの表の見方が分かりづらかったので、38億円にプラスで青色の47億円とばかり思っていたので、ちょっと最初から勘違いしていました。

はい、いいです。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、都市政策部担当部分については、これで終わります。

都市政策部の皆様お疲れさまでした。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 予定では観光スポーツ文化部となっておりますが、まだ文教民生委員会で説明中ということでございますので、先に土木建設部担当部分を議題とさせていただきます。

説明をお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、土木建設部に係る部分について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

**執行部** それでは、土木河川課に関する補正について御説明させていただきます。

まず、歳出の補正概要としましては、指定水路の擁壁改修に伴う河川整備費、それから、令和7年8月豪雨災害による災害復旧に伴う土木施設現年災害復旧費について補正するものです。それに伴う歳入を、指定水路の擁壁改修に伴う河川改修事業債、それから、災害復旧に伴う国庫支出金及び現年災害復旧事業債について補正するものです。

それでは、歳出について、お手元の補正予算第4回参考資料の22ページを御覧ください。

中段の少し下あたりになります。河川整備費が500万円の増となっております。これは水路

の側壁撤去整備に伴い、指定水路整備事業費を所要見込額に合わせ補正するものです。

次に、最下段、土木施設現年災害復旧費が4,600万円の増となっております。これは、令和7年8月の豪雨災害による5河川の災害箇所への復旧のため、所要見込額に合わせ補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、補正予算参考資料の9ページを御覧ください。

中段が土木建設部となっております。

まず、国庫支出金の3,168万2,000円の増のうち、公共土木施設災害復旧費負担金として収入見込額に合わせ、3,068万2,000円を補正するものです。また、市債として、河川改修事業債を500万円、現年災害復旧事業債を1,530万円、合計2,030万円を発行見込額に合わせ補正するものです。

続きまして、補正予算参考資料の25ページを御覧ください。

第3表、地方債補正、1、追加について御説明いたします。

表の現年災害復旧事業につきましては、限度額1,530万円を、河川の現年災害復旧事業債の増額に伴い追加するものです。

次に、2、変更について御説明いたします。

表の5段目、河川改修事業につきましては、所要見込額に合わせ500万円を増額し、補正後の限度額を5,600万円に変更するものです。

以上で、土木河川課分の説明を終わります。

**執行部**　続きまして、道路整備課の所管する補正予算の内容について説明させていただきます。

お手元の補正予算参考資料の22ページを御覧ください。

上から2番目の段、幹線道路整備促進費の幹線道路整備県事業負担金についてです。

これは、県が管内で実施する令和7年度の県道整備単独事業に対して支出する県への負担金で、785万円の増となっております。令和7年度に県が実施している、県道伊佐吉部山口線ほか4路線の事業費がこのたび確定したことから、所要見込額に合わせ補正するものでございます。

次に、1つ下の段になりますが、道路維持費の道路維持管理事業費についてです。内訳としては、道路維持管理業務に係る委託料が1,600万円、道路補修にかかる原材料費が300万円、計1,900万円を増額するものでございます。

それぞれの内容について、少し詳しく説明させていただきます。

まず、道路維持管理業務に係る委託料についてです。この委託料の主な内容は、緊急を要する舗装の補修等について、年間を通して専門業者に委託する内容となります。令和7年度上半期までの状況として、アスファルト舗装等の補修の緊急対応件数が想定以上となっており、昨年度の実績、下半期の見通し等を踏まえ、所要見込額に合わせ補正するものでございます。

次に、道路補修にかかる原材料費についてです。この原材料費の主な内容は、舗装の穴ぼこ等の補修に必要となる常温材や砕石等の購入費でございます。自治会に支給している生活道路の補修等に必要となる資材等の購入費や、これから冬にかけて必要となる道路の凍結防止剤の購入費もこの中に含まれます。先ほどの道路維持管理業務委託料と同様、令和7年度上半期までの状況として、舗装の穴ぼこ補修や自治会からの材料支給の要望等が想定以上となっており、昨年度の実績、下半期の見通し等を踏まえ、所要見込額に合わせ補正するものでございます。

続いて、その下の生活道路整備事業費についてです。

この事業は、地元自治会で取り込まれる生活道路の整備費用を助成するもので、450万円の増となっています。令和7年度上半期までの状況として、制度利用件数が想定以上となっており、昨年度の実績、下半期の見通し等を踏まえ、所要見込額に合わせ補正するものでございます。

以上で、道路整備課分の説明を終わります。

**執行部**　　続きまして、下水道整備課に関する補正について御説明させていただきます。

歳出の補正の概要としましては、浄化槽設置事業費補助金の増に伴う水質汚濁対策費について補正するものです。これに伴う歳入としましては、国庫支出金について補正するものです。

それでは、歳出について、お手元の補正予算参考資料の22ページを御覧ください。

最上段の水質汚濁対策費が100万円の増となっております。これは、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に伴う宅内排水管工事の申請件数の増により、浄化槽設置事業費補助金を所要見込額に合わせて補正するものです。

なお、下から2段目、都市計画総務費883万4,000円の増を計上していますが、人事院勧告等に伴う職員給与等の増によるもので、下水道事業会計への繰出金となります。こちらについては、この後で審査していただく議案第103号宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）で詳細に説明させていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。

お手元の補正予算参考資料の9ページを御覧ください。

中段、土木建設部のところ、国庫支出金3,168万2,000円の増のうち、循環型社会形成推進交付金として、収入見込額に合わせ100万円を補正するものです。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）**　　以上で、説明は終わりました。

土木建設部の担当部分について、質疑はありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）**　　補正予算参考資料22ページの、県道整備単独事業の4か所をちょっと具体的にどこか教えてください。

**執行部**　　路線名で言いますと、まず、県道西万倉山陽線、宇部市の浅地というところでござい

ます。それから、県道江汐公園線、宇部市の船木でございます。それから、県道宇部船木線、これが西宇部でございます。それと、県道伊佐吉部山口線、これが美保でございます。それと単独街路整備として、管内一円ということで、1件上がってございます。この計5件でございます。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、土木建設部の担当部分については、これで終わります。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

説明を求めます。

**執行部** 引き続きまして、土木建設部の補正予算について御説明させていただきます。

議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）について、御説明させていただきます。

今回の下水道事業会計の補正は、人事院勧告や人員配置による職員構成の変動等を踏まえ、人件費を補正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

**執行部** それでは、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）に計上しております主な事項について御説明いたします。

まず、補正予算書の3ページを御覧ください。

第2条では、予算第2条に定めた業務の予定量を、（4）主要な建設改良事業のイ、管渠事業費を972万7,000円減額し、22億1,503万1,000円とするものです。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、人件費の実施見込みに合わせ補正するものです。収入につきましては、営業収益の雨水処理負担金の増額及び営業外収益の一般会計負担金の増額により、下水道事業収益を865万9,000円増額の67億6,007万7,000円とするものです。一方、支出につきましては、営業費用の人件費の補正により、下水道事業費用を1,285万3,000円増額の66億3,317万8,000円とするものです。

次に、補正予算書の4ページにまいりまして、第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、人件費の実施見込みに合わせ補正するものです。収入につきましては、一般会計出資金の増額により、資本的収入を17万5,000円増額の33億3,465万8,000円とするものです。一方、支出につきましては、建設改良費の人件費の補正により、資本的支出を972万7,000円減額の57億8,272万円とするものです。

次に、第5条では、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を329万6,000円増額の5億3,342万円とするものです。

次に、第6条では、予算第9条に定めた他会計からの補助金を883万4,000円増額し、23億6,346万1,000円とするものです。この883万4,000円の増額は、一般会計から補助を受ける金額でありまして、先ほど一般会計の補正予算の中で説明した、下水道事業会計の補正予算で説明するとお伝えした金額に整合するものです。後ほど改めて御説明いたします。

続きまして、補正予算書の5ページから8ページまでは収益的収入及び支出の費目別の詳細であります予算実施計画を、補正予算書の9ページには資本的収入及び支出の費目別の詳細であります予算実施計画を、補正予算書の10ページには予定キャッシュフロー計算書、補正予算書の12ページから15ページまでは給与費明細書を、補正予算書の16ページ及び17ページには今回の補正に伴う予定貸借対照表を、補正予算書の18ページにはセグメント情報など注記に関する事項をお示ししています。

このたびの予算の補正により、補正予算書の19ページの予算説明にお示ししていますように、収益的収支におきまして、当年度純利益は5,644万9,000円となる見込みです。また、資本的収支におきましては、収入額が支出額に不足する額は24億4,806万2,000円となる見込みですが、これについては、損益勘定留保資金等で補填することといたしました。

以上が、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）の主な内容であります。

続きまして、先ほど少し触れましたが、関連のあります議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、都市計画総務費の下水道事業会計負担金について御説明いたします。

令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）参考資料の22ページを御覧ください。

ページの下から2段目の欄になりますが、下水道事業会計における職員給与費等の増に伴い、下水道事業会計負担金を所要見込額に合わせ、883万4,000円増額するものです。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）の審査は終了いたしました。

土木建設部の皆様、お疲れさまでした。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

水道局の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明をいたします。

お手元の令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）を御覧ください。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえ人件費を補正するとともに、サーバ仮想化基盤更改に伴う債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては、財務課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、お手元の令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

まず、補正予算書の3ページの第2条では、予算第2条に定めた業務の予定量、（4）の主要な建設改良事業の一般建設改良事業を、130万8,000円減額の13億9,755万1,000円とするものです。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、人事院勧告等を踏まえた人件費の見直しを行ったことから、営業費用を増額し、また、消費税の納税額等を変更したことから、営業外費用を増額するものです。これによりまして、第1款の水道事業費用を6,177万5,000円増額し、37億4,660万7,000円とするものです。

次に、第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、人事院勧告等を踏まえた人件費の見直しに伴い、建設改良費を減額するものです。これによりまして、補正予算書の4ページの第1款、資本的支出を130万8,000円減額し、20億461万円とするものです。

第5条では、令和7年度宇部市水道事業会計予算書、これは当初予算ですが、こちらにお示しております予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げて、第4条の次に新たに第5条として債務負担行為を追加するものです。

続きまして、第6条では、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を、6,039万3,000円増額し、11億9,773万7,000円とするものです。

補正予算書の5ページから8ページまでは収益的支出の費目別詳細であります予算実施計画を、補正予算書の9ページには資本的支出の費目別詳細であります予算実施計画を、補正予算書の10ページには予定キャッシュフロー計算書を、補正予算書の11ページから14ページまでは給与費明細書を、補正予算書の15ページの債務負担行為に関する調書では債務負担行為の事項、限度額、期間及び財源を、補正予算書の16ページ及び17ページには今回の補正に伴う予定貸

借対照表を、補正予算書の18ページには注記に関する事項をお示ししています。

その結果、補正予算書の19ページの予算説明にお示ししていますように、収益的収支におきまして、1,425万5,000円の当年度純損失となる見込みです。

また、資本的収支におきましては、収入額が支出額に不足する額は15億7,208万4,000円となる見込みですが、これについては、損益勘定留保資金等で補填することとしました。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

会 長（志賀 光法 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。芥川分科員。

分科員（芥川 貴久爾 君） ちょっと教えてください。

サーバ仮想化基盤更改についてと、これよく分からないのですけれども、よろしく願いします。

執行部 お答えいたします。

通常、料金システムや庁内LANのサーバは、1つのそういうシステムを1つのサーバで動かすものなのですけれども、仮想化というのは1つのサーバ上で複数のそういうシステムを同時に動かすことです。

以上です。

分科員（芥川 貴久爾 君） よく分かりましたと言いたいところですが、よく分からないのですけれども、そういう料金の収納システムについて、なぜそれをしなければいけないか、ちょっとよく分からなかったのですけれども。

執行部 今回の更新につきましては、保守期間が令和8年7月で終わるということで更新させていただくということになっております。

分科員（芥川 貴久爾 君） はい、分かりました。いいです。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑は終わりました。

以上で、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）の審査は終了いたしました。

水道局の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

会 長（志賀 光法 君） 次に、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）の観光スポーツ文化部の担当部分を議題といたします。

観光スポーツ文化部の説明を求めます。

**執行部** それでは、補正予算の主な内容について説明いたします。

担当課は観光交流課、ときわ公園企画課及びときわ公園整備課で、歳出の観光費、公園管理費、博物館費及び土木施設現年災害復旧費、そして債務負担行為、また歳入の商工費寄附金、国庫支出金及び市債の補正を行うものになります。

内容につきましては、それぞれ歳出歳入の順に担当課長より説明いたします。

よろしく願いいたします。

**執行部** それでは観光交流課の補正予算について、補正予算参考資料により説明いたします。

補正予算参考資料の12ページを御覧ください。

まず、歳出として、表の中段にあります、目、観光費、中心市街地まつり行事開催経費の補正額80万円の内容について説明いたします。

これは、第71回宇部市花火大会開催経費として、寄附金を受領することに伴い、宇部市花火大会実行委員会への助成金として80万円を増額補正するものです。

次に、補正予算参考資料の4ページを御覧ください。

歳入として、表の中段にあります、目、商工費寄附金、観光推進事業費寄附金の補正額80万円の内容について説明いたします。

これは、先ほど説明いたしました花火大会開催経費に対する寄附金受領に伴い、収入見込額に合わせて増額補正するものです。

観光交流課の補正予算の概要説明は、以上です。

**執行部** それでは、ときわ公園企画課の補正予算について、補正予算参考資料で説明いたします。

補正予算参考資料の12ページを御覧ください。

表の1番下の段にあります、目、公園管理費、ときわ動物園管理運営経費の補正額657万5,000円の内容について御説明いたします。

これは、施設等管理委託料のうち、動物園や駐車場などの管理を行うときわ動物園等管理運営業務委託につきまして、受託者である公益財団法人宇部市ときわ動物園協会の人件費が人事院勧告に基づいてベースアップされることに伴い、当初の所要額2億5,846万4,000円から、所要額見込額を2億6,503万9,000円と見積り、657万5,000円を増額補正するものです。

次に、目、博物館費、博物館管理経費の補正額164万5,000円の内容について御説明いたします。

これは、燃料費のうち、植物館における温度調整に必要となるボイラー用ローサルA重油が燃料単価の上昇及び使用量の増加が見込まれることから、当初の所要額3,097万8,000円から、所要額見込額を3,262万3,000円と見積り、164万5,000円を増額補正す

るものです。

ときわ公園企画課の補正予算の概要説明は、以上です。

**執行部**　　続きまして、ときわ公園整備課です。よろしくお願いいたします。

それでは、歳出について御説明をいたします。

補正予算参考資料13ページの表の1段目を御覧ください。

目、公園管理費、ときわ公園管理経費の補正額190万円の内容について御説明をいたします。

これは清掃委託料のうち、ときわ公園内の維持管理をする上で、支障木の伐採の増加が見込まれることから、190万円を増額補正するものです。

続きまして表の2段目、目、土木施設現年災害復旧費、令和7年公園施設災害復旧事業費の補正額2,326万2,000円の内容について御説明をいたします。

これは、令和7年8月の豪雨災害による被災箇所の復旧のため、公園施設等災害復旧工事費を2,326万2,000円増額補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料4ページの表の1番下を御覧ください。

目、国庫支出金、公共土木施設災害復旧費負担金の補正額1,145万円、目、市債、現年災害復旧事業債の補正額570万円の内容について、御説明をいたします。

これは、先ほど歳出で説明いたしました令和7年公園施設災害復旧事業費の財源となるもので、収入見込額に合わせ、それぞれ増額補正するものです。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

補正予算参考資料の24ページの第2表、債務負担行為補正を御覧ください。表の下から4番目です。

これは、議案第123号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件に要する指定管理料です。期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

ときわ公園整備課の補正予算の概要説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）**　　以上で、説明は終わりました。

観光スポーツ文化部の担当部分について、質疑はありませんか。河崎分科員。

**分科員（河崎 運 君）**　　先ほどの支障木の伐採190万円が、伐採の費用だけで190万円だろうと思って聞きますが、除去3本で190万円。この内訳を聞きたいのです。

田舎にいますと、切るだけであれば、10万円も払えば十分1本切ってくれて、自分で燃やせるからいいのですけれども、この焼却費用だとかの処分も含めてのこの金額なのだろうと思いますけれども、1本当たり60万円もかかるというのがびっくりするので、内訳を教えてください。

**執行部**　　御説明いたします。

一応3本、どの木を切るというのはもう決めておまして、まず、業者に見積りをいただいております。その中で内訳としましては、まず木を切る作業費、それから処分費、それを全部含めて見積りをいただいております。ですから、結構特殊な伐採になりますので、作業費とレッカーと高所作業車等も必要な場所になってくるところでありますので、一応見積りとして3本190万円、当初予算で50万円あります。ですから、足して240万円にはなるのですが、それで一応4本切る予定で予算を増額させていただいております。

以上です。

分科員（河崎 運 君） 4本掛ける60万円で240万円。1本60万円は変わらないですね。

はい、分かりました。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（志賀 光法 君） ないようですので、観光スポーツ文化部担当部分についてはこれで終わります。

以上で、議案97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）のうち、本分科会が担当する部分の審査は終了いたしました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

会 長（志賀 光法 君） これで、本分科会の審査を全て終了いたしました。

以上で、予算決算委員会産業建設分科会を散会いたします。

———— 午後零時32分散会 ————

---

令和7年12月15日

産業建設分科会会長 志 賀 光 法

令和7年12月19日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇部市議会



予 算 決 算 委 員 会 後 期 全 体 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年12月19日(金)  
午前9時59分から午前10時12分まで
- 2 場 所 議 場
- 3 事 件 (1) 議案第97号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第4回)  
(2) 議案第98号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算  
(第2回)  
(3) 議案第99号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)  
(4) 議案第100号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2回)  
(5) 議案第101号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予  
算(第1回)  
(6) 議案第102号 令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算  
(第1回)  
(7) 議案第103号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算  
(第1回)  
(8) 議案第104号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第2回)

4 出席委員(26名)

委員長	猶 克 実 君	副委員長	岩 村 誠 君
委員	青 谷 和 彦 君	委員	芥 川 貴久爾 君
委員	浅 田 徹 君	委員	五十嵐 仁 美 君
委員	射 場 博 義 君	委員	笠 井 泰 孝 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	木 原 大 介 君
委員	鴻 池 博 之 君	委員	志 賀 光 法 君
委員	重 枝 尚 治 君	委員	城 美 暁 君
委員	真 宅 宣 昭 君	委員	時 田 洋 輔 君
委員	新 村 秀 雄 君	委員	西 村 享 平 君
委員	林 豊 廣 君	委員	早 野 敦 君
委員	松 岡 伸 一 君	委員	三 好 保 雄 君

委員 山下 則芳 君 委員 吉松 剛 君

**5 欠席委員（1名）**

委員 荒川 憲幸 君

**6 その他の出席者（1名）**

議長 山下 節子 君

**7 説明のため出席した者**

総合政策部

部長 古林 学 君 次長 上田 優作 君

財政課長 入江 慎一 君

健康福祉部

部長 中村 淳一 君

産業経済部

部長 林 孝之 君

土木建設部

部長 宗野 行展 君

水道局

水道事業管理者 秋田 浩二 君

**8 事務局職員出席者**

局長 谷 寛子 君 次長 岩崎 勝 君

議事総務課長 重村 一郎 君 議事調査課副課長 橋本 佳子 君

議事調査係長 木村 美紀 君 書記 真鍋 幸恵 君

---

—— 午前9時59分開議 ——

委員長（猶 克実 君） ただいまから、予算決算委員会後期全体会を開きます。

なお、荒川委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、申込みはありません。

---

委員長（猶 克実 君） 初めに、後期全体会の審査日程（案）についてお諮りします。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより補正予算議案の審査に入ります。

審査は、各分科会に送付した議案に対する質疑の概要について、分科会ごとに会長報告及び会長報告に対する質疑を行った後、補正予算議案に対する討論、表決を行います。

なお、分科会会長報告は、演壇で行い、会長報告に対する質疑は、自席から行うものとします。では、議案第97号から第104号までの8件を一括議題とします。

まず、総務財政分科会の会長報告を求めます。

時田総務財政分科会会長。

**総務財政分科会長（時田 洋輔 君）** 去る12月12日の予算決算委員会前期全体会において、総務財政分科会に送付されました議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）中、本分科会担当部分について、12月15日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の概要については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

以上、総務財政分科会の報告を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、総務財政分科会の会長報告は終わりました。

これより、総務財政分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、総務財政分科会の会長報告に対する質疑を結びます。

次に、文教民生分科会の会長報告を求めます。

城美文教民生分科会会長。

**文教民生分科会長（城美 暁 君）** 去る12月12日の予算決算委員会前期全体会において、文教民生分科会に送付されました議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）中、本分科会担当部分、議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、12月15日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

それでは、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）中、本分科会担当部分についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、動物愛護対策経費について、100万円増額補正した理由をただしたところ、これは飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等に要する補助金であり、申請件数の増加に伴うものである。

なお、今後3か月間で150頭程度の申請を想定しており、自治会や個人から求められる件数を賄えるものとの答弁がありました。

次に、子ども医療扶助経費について、6,694万3千円の増額理由をただしたところ、感染症の流行に加え、子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大による対象者の増加により、子ども医療費が増加したとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、文教民生分科会の報告を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、文教民生分科会の会長報告は終わりました。

これより、文教民生分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、文教民生分科会の会長報告に対する質疑を結びます。

次に、産業建設分科会の会長報告を求めます。

志賀産業建設分科会会長。

**産業建設分科会長（志賀 光法 君）** 去る12月12日の予算決算委員会前期全体会において、産業建設分科会に送付されました議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）中、本分科会担当部分、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）について、12月15日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

まず、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）中、本分科会担当部分についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、幹線道路整備県事業負担金は、県が宇部管内で実施する県道路整備単独事業に対して支出する県への負担金とのことだが、該当路線をただしたところ、県道伊佐吉部山口線、県道西万倉山陽線、県道江汐公園線、県道宇部船木線、管内一円単独街路の5路線であるとの答弁がありました。

続いて、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、サーバ仮想化基盤更改に伴う債務負担行為の追加について理由をただしたところ、料金システムや庁内LANなど複数のシステムを同時に稼働することができる現在の仮想サーバの保守期間が、令和8年7月で終了するためとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、産業建設分科会の報告を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、産業建設分科会の会長報告は終わりました。

これより、産業建設分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、産業建設分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第97号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第4回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第97号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（猶 克実 君）** 全会一致です。

よって、議案第97号は、可決されました。

次に、議案第98号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第98号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（猶 克実 君）** 全会一致です。

よって、議案第98号は、可決されました。

次に、議案第99号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第99号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第99号は、可決されました。

次に、議案第100号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第100号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第100号は、可決されました。

次に、議案第101号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第101号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第101号は、可決されました。

次に、議案第102号令和7年度宇部市農業集落排水事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第102号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第102号は、可決されました。

次に、議案第103号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第103号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第103号は、可決されました。

次に、議案第104号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第104号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第104号は、可決されました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算議案8件の審査は終了しました。

本委員会の委員長報告につきましては、正副委員長に御一任くださるようお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

---

委員長（猶 克実 君） これで、予算決算委員会後期全体会を散会します。

—— 午前10時12分散会 ——

令和7年12月19日

宇部市議会予算決算委員会  
全体会議録

宇部市議会



予 算 決 算 委 員 会      後 期 全 体 会      会 議 録

1 日 時      令和7年12月19日（金）

午後零時58分から午後1時42分まで

2 場 所      議 場

3 事 件      (1) 議案第127号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）

(2) 議案第128号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第3回）

4 出席委員（25名）

委員長	猶 克 実 君	副委員長	岩 村 誠 君
委員	青 谷 和 彦 君	委員	芥 川 貴久爾 君
委員	浅 田 徹 君	委員	五十嵐 仁 美 君
委員	射 場 博 義 君	委員	笠 井 泰 孝 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	木 原 大 介 君
委員	鴻 池 博 之 君	委員	重 枝 尚 治 君
委員	城 美 暁 君	委員	真 宅 宣 昭 君
委員	時 田 洋 輔 君	委員	新 村 秀 雄 君
委員	西 村 享 平 君	委員	林 豊 廣 君
委員	早 野 敦 君	委員	松 岡 伸 一 君
委員	三 好 保 雄 君	委員	山 下 則 芳 君
委員	吉 松 剛 君		

5 欠席委員（2名）

委員	荒 川 憲 幸 君	委員	志 賀 光 法 君
----	-----------	----	-----------

6 その他の出席者（1名）

議 長 山 下 節 子 君

7 説明のため出席した者

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君	職員課長	吉 岡 徹 君
職員課副課長	棟 久 直 行 君		

総合政策部

部 長	古 林 学 君	次 長	上 田 優 作 君
財 政 課 長	入 江 慎 一 君	政策企画課長	正 司 優 子 君

政策企画課副課長	石原紀子君		
健康福祉部			
部長	中村淳一君	次長	島田伸弘君
次長	内田明美君	介護保険課長	穂積紀子君
介護保険課副課長	山本直樹君	地域医療対策室長	塚本加勺里君
地域医療対策室副室長	高橋智宏君		
こども未来部			
部長	濱田修二君	次長	上村圭二君
こども政策課長	西中和豊君	こども政策課副課長	水津弘幸君
こども政策課副課長	小川直子君		
産業経済部			
部長	林孝之君	次長	村岡和弘君
産業政策課長	野村康雄君	産業政策課副課長	上田梨恵君
教育委員会			
部長	濱原貴宏君	次長	中村大吾君
学校給食課長	岡田伊都子君	学校給食課副課長	神田真一君
水道局			
水道事業管理者	秋田浩二君	副局長	中村浩二君
財務課長	礮部覚君	営業課長	田中則之君

## 8 事務局職員出席者

局長	谷寛子君	次長	岩崎勝君
議事総務課長	重村一郎君	議事調査課副課長	橋本佳子君
議事調査係長	木村美紀君	書記	高木徹也君

———— 午後零時58分開議 ————

委員長（猶 克実 君） ただいまから、予算決算委員会を開きます。

なお、荒川委員と志賀委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

委員長（猶 克実 君） 初めに、審査方法及び日程（案）についてお諮りします。

本日の審査方法を御説明します。

まず、補正予算議案第127号及び第128号の概要説明をそれぞれ受けます。

続いて、議案2件に対する質疑を行います。執行部の入替えが生じるため、分科会単位ごと

に行うものとしします。

質疑は通告なしで行うものとし、質疑の回数も制限なしとしします。

その後、各補正予算議案に対する討論、表決を行います。

この際、お諮りします。

本日の審査は、ただいま御説明した審査方法及びお手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、本委員会に付託されました補正予算議案第127号及び第128号の2件を一括議題とします。

各議案について、執行部から順次概要説明を求めます。

まず、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）について、概要説明を求めます。

古林総合政策部長。座ったままお願いします。

**執行部** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）について、説明をさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億2,309万1,000円を追加し、補正後をそれぞれ832億1,741万2,000円にするものと、この歳入歳出の補正に伴って、繰越明許費も第2条で補正を行っております。

説明は、事前にお配りさせていただきました資料に沿って行いたいと思います。

ファイル名としては一般会計補正予算（第5回）参考資料となっているかと思えます。A3の横型のものでございます。

お配りしている資料は、それと併せて、事業ごとのものをお配りしておりますが、私からは、この参考資料と書いてあるファイル名、横長の部分で説明をさせていただきます。

その表の一番下を見ていただきますと、先ほど申し上げました歳入歳出それぞれ13億2,309万1,000円が補正の総額でございます。

この中で、右側が歳出、左側が歳入になっておりますが、その1つ上、議会運営経費につきましては、議員期末手当80万円を増額し、その調整として予備費を80万円減額しております。これで調整を図っております。

その少し上、総合経済対策分小計とございます。ここが国の補正に伴って、このたび市で取り組む総合経済対策分になります。

左側の歳入が13億3,335万5,000円、右側の歳出が13億2,309万1,000

円で、1,026万4,000円の差がございます。

これは2つ上のところに括弧書きで書いておりますが、第4回で補正した給食関係のものが、歳出では第5回では登場いたしません。その分の差額となっております。また後ほど説明いたします。総合経済対策分としては13億3,335万5,000円です。

その1つ上を見ていただきますと、左側で、国の子育て応援手当事業費補助金を活用して、右側で、物価高対応子育て応援手当支給事業となっております。こちらは、国の制度創設に伴って、他の自治体と同様、速やかに行うものでございます。

内容としては、児童手当受給者に対し、児童1人当たり2万円を手当てするというもので、補正額は4億8,417万4,000円を計上しております。

その上、左側の歳入を見ていただきますと、8億4,918万1,000円、これは、推奨分、各自治体の裁量で行っていく交付金を活用して、このたび補正計上しております。

この調整の段階で、12月17日に国から通知がございました。宇部市の交付限度額は15億2,704万4,000円、約15億3,000万円が交付限度額と示されております。

この中には、議会でも少しお話ししましたが、食料品の物価高騰対策の特別加算分約5億7,900万円も入っております。全て使えるのは約15億3,000万円で、このたびの第5回補正では、先ほど申し上げました8億4,918万1,000円を、まずは第1段階として活用して、市として物価高騰対策を進めていくこととしております。

右側の歳出を上から説明したいと思います。

まず、ナンバー1、水道基本料金減免事業について、総務財政分科会関係になるかと思いますが、こちらは令和8年1月・2月検針分の水道料金のうち基本料金部分を免除するものでございます。補正予算額としては2億476万3,000円です。

次に、ナンバー2、介護人材確保対策事業について、文教民生分科会関係だと思っておりますが、こちらは、介護サービス事業所を運営する法人に対し、人材確保のために要した経費を支援していくものでございます。補正予算額としては3,000万円です。

こちらは、申請期間が書いてありますが、次年度にまたがって、令和8年1月から行っていくしますので、併せて繰越明許費でも予算計上しております。

次にナンバー3、救急告示病院物価高騰対策支援事業について、これも文教民生分科会関係だと思っておりますが、概要としては、救急告示病院は市内に9病院ございますが、その経済的負担を軽減し、地域の救急医療体制を維持、確保するために、補正予算額2億25万4,000円を計上しております。

ナンバー4、プレミアム付商品券事業について、何度か宇部市では行っておりますが、発行総額は11億2,000万円、セット数16万セット、プレミアム率40%。これは販売価格としては5,000円、額面金額としては7,000円で、差額の2,000円がプレミアム分とな

るという形で、2,000円掛ける16万セット分の3億2,000万円がプレミアム分となります。補正予算額としては4億390万円を計上しております。

こちらも御承認いただければ、その後、手続・契約等に入っておりますが、申請の受付は、今のところ4月からになるかと考えております。そのため、こちらも繰越明許費でも計上しております。

最後に、ナンバー5、おいしい給食応援事業（米飯代高騰分）とありますが、1,026万4,000円です。

先ほどの一般会計補正予算（第4回）で、この米飯代の価格相当分は、賄材料費の追加で補正予算を行っております。歳出は、第4回で行っておりますので、第5回では、この1,026万4,000円の補正は行いません。この1,026万4,000円分について、先ほどの臨時交付金を活用するという形でございます。そのため、先ほど少し差が出てくるというのは、そのところでございます。1,026万4,000円を一般財源で行うところが、交付金を活用するという形になりましたから、この表の左側の一番下のほうで、財政調整基金繰入金1,026万4,000円を減らしております。ここで調整を行っている形です。

今御説明しました全てで、初めに申し上げましたが、歳入歳出補正13億2,309万1,000円、そして繰越明許費に、ナンバー2、ナンバー4、ナンバー6を計上させていただいたものが、第5回補正予算となっております。

説明は以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第127号の概要説明は終わりました。

次に、議案第128号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第3回）について、概要説明を求めます。

秋田水道事業管理者。

**執行部** それでは、議案第128号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

今回の補正は、先ほど一般会計でもございましたように、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の減免を実施し、これに伴う収支を見直すものでございます。

まず、3ページの第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、収入については、給水収益、水道料金になりますが、給水収益を減額し、及び一般会計補助金を増額し、支出においては、検針お知らせ票の増加に伴う印刷製本費の増額及び消費税納税額を減額するものでございます。

次に、第3条では、予算第9条に定めた他会計からの補助金を2億476万3,000円増額し、4億7,455万3,000円とするものでございます。

以上の見直しによりまして、8ページの予算説明のとおり、第2回の補正と同じく1,425万5,000円の当年度純損失となる見込みでございます。

以上で、令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第3回）の内容でございます。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第128号の概要説明は終わりました。

これで、補正予算議案についての概要説明は終わりました。

これより、補正予算議案に対する質疑を行います。

質疑は、分科会単位ごとに行います。

それでは、まず、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）のうち、総務財政分科会担当部分について質疑を行います。

総務財政担当部分というのは、資料でいうと、ナンバー1の水道基本料金減免事業及び議会運営経費についてです。

質疑はありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** 対象者は公的機関を除くとなっておりますけれども、公共施設だけの管理かどうか分からないですけれども、公共施設を管理している指定管理者は対象になりますか。予定していますか。

**執行部** 宇部市の施設で指定管理をしているところは一応対象外になっております。

**委員長（猶 克実 君）** 時田委員、よろしいですか。はい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、総務財政分科会担当部分についての質疑は終わりました。

次に、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）のうち、文教民生分科会担当部分について質疑を行います。

文教民生分科会担当部分は、資料ナンバー2、介護人材確保対策事業、資料ナンバー3、救急告示病院物価高騰対策支援事業、資料ナンバー5、おいしい給食応援事業（米飯代高騰分）、資料ナンバー6、物価高対応子育て応援手当支給事業についてです。

質疑はありませんか。西村委員。

**委員（西村 享平 君）** 資料ナンバー2の介護人材確保対策事業についての質問です。

確認ですけれども、介護サービス事業所を運営する法人のみ対象という認識でいいですか。

**執行部** お答えします。

介護事業サービス以外にも老人福祉法に基づくサービスの方も対象としております。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** 老人福祉法のサービスを有するという事は、例えば、運営する法人に対してと書いてあるので、定款にそういうことが書いてあったら、対象ということなのか。

**執行部** お答えします。

介護保険法に定めるといいますが、例えば特別養護老人ホームやデイサービスですが、老人福祉法に定めるといいますが、軽費老人ホームやケアハウス、生活支援ハウス、また、有料老人ホームを運営されている方ということを想定しています。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** ありがとうございます。

ということは、それ以外の例えば障害福祉事業所に対しては、この対策事業は除外という認識ですか。

**執行部** そのとおりです。

**委員（西村 享平 君）** 今回、除外に至った理由があれば教えていただきたい。

**執行部** 今回、医療介護のパッケージということで、特に介護事業者に対しての支援ということがありましたので、こちらに絞って提案させていただいております。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** 分かりました、ありがとうございます。

では、内容の確認ですが、こちらの30人掛ける100万円の3,000万円、1法人3人までという算出の根拠があれば教えてください。

**執行部** まず、補助上限が1人につき100万円としているところですが、人材紹介会社の手数料というのが、紹介された方の想定年収の10%から30%というのが相場となっております。

介護職の想定年収を平均で約350万円とした場合、30%としまして、100万円というところが上限であろうかというふうに試算をしております。

それから、1法人3人までといいますが、人材紹介会社を利用されている法人というのも、複数いらっしゃると思いますので、1人ではなくて3人まで、困っていらっしゃるのをぜひ支援したいということで、1法人3人までということで設定させていただきました。

それから、30件ですが、現在、介護保険課で実施しております介護職等就職支援助成金、これが1年間で大体20件から25件、新規の方を受け付けておりますので、こちらを参考に算出しました。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** ありがとうございます。

**委員長（猶 克実 君）** ほかにありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 今の続きですけれども、実際その対象法人というのはどのくらいあるのか数を教えてください。

執行部 令和7年11月20日時点で、市内の介護に関係する法人は148法人です。  
以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 人材紹介業者は宇部市内にどのくらいあるのでしょうか。

執行部 宇部市内だけではなくて全国にかなりあると思うのですけれども、厚生労働省が優良の紹介会社と認めているところを対象の業者と指定しております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 雇用する際の経費となっているのですけれども、具体的にどのようなものなのか教えてください。

執行部 お答えいたします。

まず、人材紹介会社のほうは紹介料というのを一式考えております。それからもう1つ、外国人人材を雇用された場合ということも、2つ目として載せているのですけれども、こちらに関しては、紹介手数料のほかに海外への送り出し機関への手数料や渡航費用等々を入れております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 先ほどの質問の確認なのですが、その紹介手数料というのは、相場的に見たら100万円ぐらいが妥当というところで、こういう設定になっているのでしょうか。

執行部 お答えします。

採用される方の専門職の職種によって、また、常勤か非常勤かによって金額が違うということですが、小規模事業者、法人の方をぜひ支援したいということで、常勤で約350万円と想定した場合の100万円というふうに設定させていただきました。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） そうなりますと、紹介手数料のみで、いろいろかかる経費というのは、この場合には出ないということになるのでしょうか。

執行部 そのとおりです。

委員長（猶 克実 君） よろしいですか。

質問が終わるときは、これで終わりと言ってもらえたら。

委員（五十嵐 仁美 君） 終わります。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今、御説明いただきました外国人の介護人材ということで、何人ぐらいの方を見込んでおられますか。

執行部 お答えいたします。

実は全く想定がつかないような状況ですけれども、宇部市で行っております介護人材の就職助成金では、外国人材の方が5人から10人となっておりますので、その程度を見込んでおります。以上です。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございました。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。射場委員。

委員（射場 博義 君） その下の救急告示の件ですが、今回この流れでいきますと、9病院ということだったのですが、どういう形で先方にお伝えするのかという件と、実際に支援されるまでの行程の流れ、タイムスケジュール的なものを説明いただければと思います。

執行部 それでは、お答えさせていただきます。

このたび救急告示病院を支援させていただくというところで、市民の命に直結する救急医療体制の維持確保を最優先の課題として位置付けて、救急告示病院の支援を考えております。

また、病院について、今回お知らせということですが、補正予算、議決されましたら、病院には御連絡させていただきまして、今回、スケジュールということで、1月の中旬を目途にしまして、対象の病院へは事業通知と申請受付を開始する予定にしております。

そして、その後、速やかに審査等の手続きを進めていきまして、令和8年の2月上旬には、支援金の支払いを行うということで目指して参ります。

以上です。

委員（射場 博義 君） 分かりました。

そしたら、今回の1床につき4万2,000円ということなのですが、この辺の数字の根拠的なものがもし分かればお願いします。

執行部 まずは、救急医療体制を担っているというところの評価としまして、全病院の体制に応じて、国が設定している賃金上昇に係る単価、これが8万4,000円ですので、その2分の1、半分ということで、2分の1を病床数に応じて支援をするということで決めております。

以上です。

委員（射場 博義 君） 分かりました。

ありがとうございます。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 項目は他のところでもいいのですか。5番とか。

委員長（猶 克実 君） 5番はオッケーです。

委員（三好 保雄 君） 5番のところのおいしい給食応援事業のことについて、内容です。計算式が出ております。221円、米飯値上げ分。そして、4万3,000kg、そして1.08というこの数字が出ている根拠、理由をお願いいたします。

執行部 お答えいたします。

まず、221円が米飯価格の改定によって221円上昇したものでございます。4万3,000kgにつきましては、12月から3月までの米飯の使用見込みの量になります。1.08は消費税でございます。

以上でございます。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。

西村委員、先ほど手を挙げていたけれども、西村委員。

委員（西村 享平 君） 2番について追加の質問があるので伺います。

こちら1法人というところで法人対象にされていらっしゃるけれども、法人と書いてあるので法人なのでしょうけれども、代表者が複数の法人も立てていらっしゃる、そういうサービス事業所とかもあるのですけれども、そういう法人に対して、ということですよ。グループとかで法人を持たれて、その法人が全て対象だったらそれに全部出すという認識でよろしいですか。

執行部 1法人で3人までということですので、事業所をたくさん持っておられたとしても、法人の代表者1人に対しての3人ということです。

以上です。

委員（西村 享平 君） 分かりました。ありがとうございます。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 3番の先ほどの救急告示病院のところで、支給金額の二次救急体制加算が総額1億円となっているのですが、内訳は分かりますか。

執行部 お答えいたします。

内訳としましては、夜間・休日の救急搬送受入件数、二次救急当番日数といった客観的な指標を用いて、そこで按分をいたしまして、より多く救急搬送を受け入れている、また、より多く当番を担っていただいているという病院に、相応の支援が行き渡るように、支援をしていきたいと思っております。

以上です。

委員（松岡 伸一 君） 期間をある程度決めて、その回数ということでいいですか。

執行部 お答えします。

期間を決めて、計算していきます。

以上です。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、文教民生分科会担当部分についての質疑は終わりました。

次に、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）のうち産業建設分科会担

当部分及び議案第128号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算について、質疑を行います。

執行部の入替えがありますので、ちょっと待ってください。

産業建設分科会担当部分は、資料ナンバー4、プレミアム付商品券事業についてです。

質疑を行います。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

**委員（五十嵐 仁美 君）** この共通券、専用券が使える登録店舗数ですけれども、どのぐらいありまして、前回と比べて増えているのかを確認します。

**執行部** 登録店の見込みですが、令和5年度約1,000店舗の御協力をいただいていますので、今回も、同程度の御協力を見込んでおります。

以上であります。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 商品券は紙なのかデジタルなのか、そのあたりも確認したいと思います。

**執行部** このたびは令和5年度の実施をベースに今検討しておりまして、同様に、今紙での発行を想定しております。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 利用開始期間が大分遅いように思うのですけれども、早くすることはできなかったのでしょうか。

**執行部** この利用開始を今4月からとしておりますが、まず、年を明けまして、参加店舗の募集を先にしっかりさせていただきまして、その後に、商品券の募集をかけたいというふうに思っています。

ただ、今から、今後、事業者の選定も含めて、早期に着手できるようには検討していきたいと考えております。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 店舗がそれぞれ預かった券を現金に変えるという、この手続が非常に手間取って、それが嫌で、登録店舗に入らないというようなところもあるみたいですが、その辺は何か改善はされているのでしょうか。

**執行部** そういった御意見もいただく中で今回の実施についてもそれも1つの研究課題といたしまして、きちんと実施に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 五十嵐委員、いいですか。

ほかにありませんか。木原委員。

**委員（木原 大介 君）** デジタルを導入しない理由があれば教えてほしいのですけれども。

**執行部** デジタルを導入しない理由ですけれども、まず、プレミアム付商品券のデジタル化に

つきましては、効率化や不正防止、あとデータの活用などメリットがある一方で、まずスマートフォンをお持ちでない方やデジタルに不慣れな方に対してのサポートが必要になってきます。

それと、前回実施したときのアンケート調査によりますと、市民の方からは、やはり商品券の使用が電子払いになった場合に利用はしたくないという意見が約56%ございまして、特に御高齢の70歳以上の方からは80%の回答率になっております。

また、事業者アンケートにつきましても、同様の事業が再度行われる場合に、60%の事業者が紙の実施がよいというような回答はいただいているところです。

そういったことも踏まえまして、今からこの事業者を選定する中で、デジタル化を含めて、事業内容というのは研究していきたいと思っております、それらを踏まえて総合的に判断したいというふうに思っております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）** 11億円なにがしの発行額に比べて、多分8,000万円ぐらいが経費かなと思っていたのですけれども、大体7%ぐらいなので、いい感じだと思うのですけれども。これがデジタルの場合だと、1%、2%で済む。ペイペイもデジタルクーポンをやっているし、全額をデジタルにするのではなて、飲食店の閑散期は1月2月と言われているので、そこに、早くお金を投入するためには、すぐできるやり方を一部選ぶというのもありだと思うのですけれども。

その辺は、一般質問になってしまいますか、こういうのは。

**委員長（猶 克実 君）** そういうふうなやり方を今からできないかということですか。

**委員（木原 大介 君）** そうです。

**執行部** 繰返しになりますけれども、そういったことも踏まえまして、今後の事業者の選定の中で研究していきたいと思えます。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。射場委員。

**委員（射場 博義 君）** 1点だけ。

住民個人当たり、いくらまで、獲得できる、確保できるか、教えていただければと思えます。

**執行部** 1人当たりの販売セット数の上限は、4セットというふうに定めております。

以上です。

**委員（射場 博義 君）** ありがとうございます。

**委員長（猶 克実 君）** ほかにありませんか。木原委員。

**委員（木原 大介 君）** 4セットで定めているということはやり方をもう決めているということなので、今から検討しますというのととは違ってくるのではないのかなと思ったのですけれ

ども。

**執行部** 申し訳ございません。

4セットと想定しております。言い換えさせていただきます。すみません。

**委員長（猶 克実 君）** ほかにありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** その受託業者は、いつ頃どんな方法で決定される予定ですか。

**執行部** 受託業者の選定におきましては、まず、円滑にこの事業が実施できますように、これまでのプレミアム商品券事業の実施経験の有無や実績も踏まえながら、早期の事業着手に向けて、現在検討をしているというような状況でございます。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** そのプレミアム付商品券事業は全額繰越明許費になっていますけれども、令和7年度中に支払いが発生しないという予定ですか。

事前に、はじまるまでに動いているとおっしゃいましたけれども、その辺の影響は、財政の関係上、繰越しで大丈夫ですか。

何か普通に考えたら、債務負担行為にするのかなと思ったりもしたのですけれども、ちょっと確認です。

**執行部** 今回のこのプレミアム付商品券事業は、全額繰越明許費で置いております。

今、委員がおっしゃるように、令和7年度内の、契約のやり方によっては一部執行というのはあるかもしれません。

そうなった場合、最終的に繰越明許の金額の中で、結局、どれだけは繰越しをしていたかというのは、これまた改めて計算報告という形で議会のほうにはお伝えする形になります。

今、この中の金額の一部だけが令和7年度で確実に支払われてという、分けることがどうしても今できないから、この総額で、これは可能性があるという形で、御承認いただいて、この金額の中で、令和7年度及び令和8年度でどれだけが執行されたかというのは、また改めて、御報告をするような、そういった形になります。

**委員長（猶 克実 君）** ほかにありませんか。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝 君）** 1人4枚というお答えなのですけれども、たしか一番初めのときは、プレミアム商品券が余ったかなと思うのですけれども、2回目のときは、逆に購入者が多くて、足りなくなったということを知っているのですけれども、今回16万枚、同じ枚数で、多分足りなくなると思うのですけれども、そのときに1人の個人の購入者が、何回も買うという、そのチェックというか、その辺のやり方は検討されていらっしゃるのでしょうか。

**執行部** 今の御指摘のとおり、そういったことも踏まえまして、受託する事業者とよくその辺をきっちり確認しながら、内容・手続等をしていけたらというふうに思います。

以上です。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 今のことにに関して、意見・要望になるのですけれども、同じ話かもしれないのですけれども、要するに、3セット当たった人もいれば、ゼロセットだった方もいらっしやうて。3セット・ゼロセットではなくて、1セット・1セットとか、少なくとも応募した人に、何て言ったらよいか、たくさんとゼロに、ならないようなやり方もちょっと考えていただけたらなという御意見です。

委員長（猶 克実 君） ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、産業建設分科会担当部分についての質疑は終わりました。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第127号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第127号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第127号は、可決されました。

次に、議案第128号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第3回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第128号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第128号は、可決されました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算議案2件の審査は終了しました。

これで、本委員会の日程は全部終了しました。

本委員会の委員長報告につきましては、正副委員長に御一任くださるようお願いいたします。

委員長（猶 克実 君）　　これで、予算決算委員会を散会します。

———— 午後 1 時 4 2 分散会 ————